

令和2年第2回津南町議会定例会会議録

(6月19日)

招集告示年月日		令和2年6月3日		招集場所		津南町役場議場	
開会	令和2年6月17日 午前10時00分			閉会	令和2年6月19日午後4時28分		
応招・ 不応招  出席・ 欠席の別	議席番号	議員名	応招等の別	議席番号	議員名	応招等の別	
	1番	滝沢元一郎	応・出	8番	村山道明	応・出	
	2番	小木曾茂子	応・出	9番	恩田稔	応・出	
	3番	久保田等	応・出	10番	栞原洋子	応・出	
	4番	関谷一男	応・出	11番	津端眞一	応・出	
	5番	桑原義信	応・出	12番	草津進	応・出	
	6番	筒井秀樹	応・出	13番	風巻光明	応・出	
	7番	石田タマエ	応・出	14番	吉野徹	応・出	
地方自治 法第121条 の規定に より説明 のため出 席した者 の職・氏名 (出席者： ○印)	職名	氏名	出席者	職名	氏名	出席者	
	町長	桑原悠	○	税務町民課長	小林武	○	
	副町長	小野塚均	○	農林振興課長 農業委員会事務局長	小島孝之	○	
	教育長	桑原正	○	観光地域づくり課長	石沢久和	○	
	農業委員会 長	涌井直	○	建設課長	柳澤康義	○	
	監査委員	藤ノ木勤	○	教育委員会教育次長	高橋昌史	○	
	総務課長	村山詳吾	○	会計管理者	板場康之	○	
	福祉保健課長	鈴木正人	○	病院事務長	根津和博	○	
職務のため出席した者の職・氏名			議会事務局長	野崎健	班長	石田剛士	
会議録署名議員		6番	筒井秀樹		11番	津端眞一	

〔付議事件〕

(6月19日)

- 日程第1 報告第1号 継続費繰越計算書の報告について
- 日程第2 報告第2号 繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第3 承認第2号 専決処分の承認について(津南町税条例等の一部改正)
- 日程第4 承認第3号 専決処分の承認について(津南町介護保険条例の一部改正)
- 日程第5 承認第4号 専決処分の承認について(津南町国民健康保険条例の一部改正)
- 日程第6 承認第5号 専決処分の承認について(津南町後期高齢者医療に関する条例の一部改正)
- 日程第7 承認第6号 専決処分の承認について(令和2年度津南町一般会計補正予算(第1号))
- 日程第8 承認第7号 専決処分の承認について(令和2年度津南町国民健康保険特別会計補正予算(第1号))
- 日程第9 承認第8号 専決処分の承認について(令和2年度津南町一般会計補正予算(第2号))
- 日程第10 同意第2号 津南町副町長選任の同意について
- 日程第11 同意第3号 津南町農業委員会委員任命の同意について
- 日程第12 同意第4号 津南町農業委員会委員任命の同意について
- 日程第13 同意第5号 津南町農業委員会委員任命の同意について
- 日程第14 同意第6号 津南町農業委員会委員任命の同意について
- 日程第15 同意第7号 津南町農業委員会委員任命の同意について
- 日程第16 同意第8号 津南町農業委員会委員任命の同意について
- 日程第17 同意第9号 津南町農業委員会委員任命の同意について
- 日程第18 同意第10号 津南町農業委員会委員任命の同意について
- 日程第19 同意第11号 津南町農業委員会委員任命の同意について
- 日程第20 同意第12号 津南町農業委員会委員任命の同意について
- 日程第21 同意第13号 津南町農業委員会委員任命の同意について
- 日程第22 同意第14号 津南町農業委員会委員任命の同意について
- 日程第23 同意第15号 津南町農業委員会委員任命の同意について
- 日程第24 同意第16号 津南町農業委員会委員任命の同意について
- 日程第25 同意第17号 津南町農業委員会委員任命の同意について
- 日程第26 同意第18号 津南町農業委員会委員任命の同意について
- 日程第27 同意第19号 津南町農業委員会委員任命の同意について
- 日程第28 同意第20号 津南町農業委員会委員任命の同意について

- 日程第29 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第30 議案第36号 津南町監査委員条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第31 議案第37号 津南町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第32 議案第38号 津南町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第33 { 議案第39号 津南町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第34 { て
- 日程第35 { 議案第40号 津南町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第36 { 議案第41号 農と縄文の体験実習館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第37 議案第42号 財産の取得について（ロータリ除雪車）
- 日程第38 { 議案第43号 令和2年度津南町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第39 { 議案第44号 令和2年度津南町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第40 { 議案第45号 令和2年度津南町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第41 { 議案第46号 令和2年度津南町簡易水道特別会計補正予算（第1号）
- 日程第42 { 議案第47号 令和2年度津南町病院事業会計補正予算（第1号）
- 日程第43 請願第1号 加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度創設を求める意見書提出を求める請願
- 日程第44 発議案第5号 加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書の提出について
- 日程第45 請願第2号 後期高齢者の医療費窓口負担の現状維持を求める意見書提出を求める請願
- 日程第46 発議案第6号 後期高齢者の医療費窓口負担の現状維持を求める意見書の提出について
- 日程第47 議員派遣の件について
- 日程第48 議会運営委員会の閉会中の継続調査及び審査について

## 議長の開議宣告

議長（吉野 徹）

これより本日の会議を開きます。

—（午前 10 時 00 分）—

## 議事日程の報告

議長（吉野 徹）

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりです。

### 日 程 第 1

#### 報告第 1 号 継続費繰越計算書の報告について

議長（吉野 徹）

報告第 1 号を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長。

町長（桑原 悠）

本件につきましては、令和元年度津南町一般会計補正予算（第 9 号）におきまして御承認頂きました継続費の繰越計算書の報告でございます。

細部につきましては、総務課長が御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

議長（吉野 徹）

総務課長。

総務課長（村山詳吾）

—（細部について説明を行う。）—

議長（吉野 徹）

これより質疑を行います。

—（質疑者なし）—

質疑はないものと認め、質疑を終結いたします。

以上で報告第 1 号を終了いたします。

### 日 程 第 2

#### 報告第 2 号 繰越明許費繰越計算書の報告について

議長（吉野 徹）

報告第 2 号を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長。

町長（桑原 悠）

本件につきましては、令和元年度津南町一般会計補正予算（第9号、第10号）及び令和元年度津南町下水道事業特別会計補正予算（第3号）において御承認いただきました繰越明許費の計算書の御報告でございます。

細部につきましては、担当課長が御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

総務課長（村山詳吾）、農林振興課長（小島孝之）、建設課長（柳澤康義）、教育次長（高橋昌史）

—（細部について説明を行う。）—

議長（吉野 徹）

これより質疑を行います。

—（質疑者なし）—

質疑はないものと認め、質疑を終結いたします。

以上で報告第2号を終了いたします。

### 日 程 第 3

#### 承認第2号 専決処分の承認について（津南町税条例等の一部改正）

議長（吉野 徹）

承認第2号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（桑原 悠）

承認第2号につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が令和2年3月31日に公布されたことに伴い、津南町税条例等の一部を改正するものでありますが、本年4月1日から施行する事項もありましたので、4月1日付けで専決処分をさせていただいたものでございます。

細部につきましては、税務町民課長が御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

議長（吉野 徹）

税務町民課長。

税務町民課長（小林 武）

—（細部について説明を行う。）—

議長（吉野 徹）

これより質疑を行います。 —（質疑者なし）—

質疑はないものと認め、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。 —（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

承認第2号について採決いたします。

お諮りいたします。

承認第2号は承認することに御異議ありませんか。 —（異議なしの声あり。）—

異議なしと認めます。よって、承認第2号は承認することに決定いたしました。

#### 日 程 第 4

#### 承認第3号 専決処分の承認について（津南町介護保険条例の一部改正）

議長（吉野 徹）

承認第3号についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（桑原 悠）

承認第3号につきましては、介護保険法施行令が公布されたことに伴い、第一段階、第二段階、第三段階の保険料を軽減する津南町介護保険条例の一部を改正するものでありますが、本年4月1日から施行するので、4月1日付けで専決処分をさせていただいたものでございます。

細部につきましては、福祉保健課長が御説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

議長（吉野 徹）

福祉保健課長。

福祉保健課長（鈴木正人）

—（細部について説明を行う。）—

議長（吉野 徹）

これより質疑を行います。 —（質疑者なし）—

質疑はないものと認め、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。 —（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

承認第3号について採決いたします。

お諮りいたします。

承認第3号は承認することに御異議ありませんか。 —（異議なしの声あり。）—

異議なしと認めます。よって、承認第3号は承認することに決定いたしました。

#### 日 程 第 5

承認第4号 専決処分の承認について（津南町国民健康保険条例の一部改正）

#### 日 程 第 6

承認第5号 専決処分の承認について（津南町後期高齢者医療に関する条例の一部改正）

議長（吉野 徹）

承認第4号から承認第5号まで一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（桑原 悠）

承認第4号から承認第5号を一括して説明申し上げます。

新型コロナウイルス感染症対策として、被保険者のうち給与所得者が感染又は感染の疑いにより労務に服することができず、給与の支払いを受けることができない場合に傷病手当金を支給できるよう定めるものでございます。国民健康保険につきましては、国通知に基づき、対象期間を令和2年1月1日からとして支給できるようにするもので、後期高齢者医療につきましては、保険者である新潟県後期高齢者医療広域連合が広域連合条例に基づき支給をするため、町では、支給に係る申請書の提出の受付について定めるもので、いずれも5月8日付けで専決処分をさせていただいたものでございます。

細部につきましては、福祉保健課長が御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

議長（吉野 徹）

福祉保健課長。

福祉保健課長（鈴木正人）

—（細部について説明を行う。）—

議長（吉野 徹）

これより一括して質疑を行います。

—（質疑者なし）—

質疑はないものと認め、質疑を終結いたします。

討論、採決はそれぞれ議案ごとに行います。

承認第4号について討論を行います

—（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

承認第4号について採決いたします。

お諮りいたします。

承認第4号は承認することに御異議ありませんか。 —（異議なしの声あり。）—

異議なしと認めます。よって、承認第4号は承認することに決定いたしました。

議長（吉野 徹）

承認第5号について討論を行います —（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

承認第5号について採決いたします。

お諮りいたします。

承認第5号は承認することに御異議ありませんか。 —（異議なしの声あり。）—

異議なしと認めます。よって、承認第5号は承認することに決定いたしました。

#### 日 程 第 7

承認第6号 専決処分の承認について（令和2年度津南町一般会計補正予算（第1号））

#### 日 程 第 8

承認第7号 専決処分の承認について（令和2年度津南町国民健康保険特別会計補正予算（第1号））

#### 日 程 第 9

承認第8号 専決処分の承認について（令和2年度津南町一般会計補正予算（第2号））

議長（吉野 徹）

承認第6号から承認第8号まで一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（桑原 悠）

承認第6号から承認第8号を一括して御説明申し上げます。

一般会計の総務課関係では、補正予算第1号の歳入で、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の増、前年度繰越金の増。歳出で、感染症対策の職員時間外勤務手当の増、マスク等消耗品費の増。補正予算第2号の歳入で、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の増、前年度繰越金の増。歳出で、プレミアム付商品券事業補助金の増などがございます。

福祉保健課関係では、補正予算第1号及び第2号の歳入で、子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費及び事務費補助金の増。歳出で、子育て世帯への臨時特別給付金及びシステム改修委託料などの事務費の増などがございます。

観光地域づくり課関係では、補正予算第1号の歳入で、特別定額給付金事業費及び事務費補助金の増。歳出で、特別定額給付金及びシステム改修委託料など事務費の増、商工信用保証料補助金の増、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策協力金の増、雇用安定化事業補助金の増。補正予算第2号の歳出で、事業継続給付金の増、宿泊施設飲食店等体質強化事業補助金の増、緊急短期借入金利子補給の増、宿泊支援事業補助金の増などござい



ます。

教育委員会関係では、補正予算第1号の歳出で、学童保育消耗品の増と備品購入費の増、修学旅行キャンセル料補助金の増などでございます。

国民健康保険特別会計では、歳入で、傷病手当金特別交付金の増。歳出で、傷病手当金の増などでございます。

細部につきましては、担当課長が説明いたしますので、よろしく願いいたします。

総務課長（村山詳吾）、福祉保健課長（鈴木正人）、観光地域づくり課長（石沢久和）、教育次長（高橋昌史）

—（細部について説明を行う。）—

議長（吉野 徹）

これより一括して質疑を行います。

8番、村山道明議員。

（8番）村山道明

分からない点を確認させていただきます。

承認第6号、臨時事務雇報酬、何人でどの程度の時間なのか。

それから、分からないのが各種職員手当。この給付関係で何か職員手当で特別なものは何を出したのか。

それともう1点、消防ですね。時間外勤務手当、新型コロナウイルス感染症対応だというお話をされたのですが、時間外勤務手当ですから、深夜、土日、何を活動したのか。

消耗品はちょっと聞きそびれたのですが、何を買ったのか。

この点について、お聞かせください。

議長（吉野 徹）

総務課長。

総務課長（村山詳吾）

それでは、消防費の関係を説明させていただきます。時間外勤務手当、通常、平日分も含めまして5時15分以降の夜間勤務、休日対応等もでございます。総務課だけというわけではなくて、全庁、福祉保健課、各部署で対応したものもでございますので、合わせて概算なのですけれども100万円ということで計上させていただいております。

次の消耗品費でございますが、現在300万円でございますが、この中では、マスク、防護服、消毒液等を消耗品として予定してございます。

以上でございます。

議長（吉野 徹）

観光地域づくり課長。

観光地域づくり課長（石沢久和）

臨時事務の雇用につきまして説明させていただきます。現在、2名の臨時事務を雇用させていただいております。8月末に今回の（特別定額給付金の）申請期限が来るのですが、一応、後処理等も含めまして9月分までの雇用を考えております。

それから、各種職員手当等ということで、12万8,000円盛らせていただいておりますが、こちらのほうは通勤手当となっております。

以上です。

議長（吉野 徹）

ほかに質疑はありませんか。

—（質疑者なし）—

質疑を終結いたします。

討論、採決はそれぞれ議案ごとに行います。

承認第6号について討論を行います

—（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

承認第6号について採決いたします。

お諮りいたします。

承認第6号は承認することに御異議ありませんか。 —（異議なしの声あり。）—  
異議なしと認めます。よって、承認第6号は承認することに決定いたしました。

議長（吉野 徹）

承認第7号について討論を行います。

—（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

承認第7号について採決いたします。

お諮りいたします。

承認第7号は承認することに御異議ありませんか。 —（異議なしの声あり。）—  
異議なしと認めます。よって、承認第7号は承認することに決定いたしました。

議長（吉野 徹）

承認第8号について討論を行います。

—（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

承認第8号について採決いたします。

お諮りいたします。

承認第8号は承認することに御異議ありませんか。 —（異議なしの声あり。）—  
異議なしと認めます。よって、承認第8号は承認することに決定いたしました。

議長（吉野 徹）

換気のため、11時20分まで休憩いたします。

—（午前11時11分）—

—（休憩）—

会議を再開いたします。

—（午前11時20分）—

## 日 程 第 10

### 同意第 2 号 津南町副町長選任の同意について

議長（吉野 徹）

同意第 2 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（桑原 悠）

副町長を 1 期 4 年お務めいただいた小野塚均氏が令和 2 年 6 月 30 日付けをもって任期満了を迎え退職することになりました。小野塚氏には、上村前町長時代から引き続き行政運営に御尽力を賜り、心から敬意と感謝を申し上げます。

後任として、根津和博氏を選任したいので、議会の同意をお願いするものであります。根津氏の略歴につきましては、参考資料のとおりであり、人格、識見ともに副町長として適任者であると考えておりますので、御同意賜りますようお願い申し上げます。

議長（吉野 徹）

これより質疑を行います。

10 番、栞原洋子議員。

（10 番）栞原洋子

副町長人事について、町長に幾つかお聞きいたします。

今回の副町長人事は、もう今、町の中で大変なことになっていますけれど、私は、小野塚副町長から継続をしてもらえと思っていました。「このコロナ対策で大変な時に、なぜこの時に副町長を替えるんだ。」という声が多くあります。なぜ替えるのか、そこを町長からもう 1 回。この時期に替える町長の気持ちをもう一度お聞かせください。

続けて幾つか質疑します。

この人事に至るまでの経緯、町長から正直に答えていただきたいです。町長は、繰り返し「任期ですから。任期ですから。」という言葉は何回も繰り返しています。この間の全員協議会の時もそうでしたし、取材に対してもそうでしたね。この任期、任期ということで、ほかに詳しい説明がないのですよね。任期というのであれば、私たち議員も任期が来れば、その時に町民の信任を得たりしています。町長も任期が来れば、辞めるのですか。

この全員協議会のことをお聞きしますが、この時も「任期となります副町長、御退任あそばすことになりました。もう少しお力をお借りしたいとお願い申し上げていたわけですが、私としても熟慮を重ねた。」ということなのです。「この辺りで後進に道を譲りたい。」と副町長から言われたということです。それが事実なのか、お聞きします。

後任に、今、病院が大変な時に、根津病院事務長を副町長に持ってくる。この人事について、もう一度、説明をしていただきたいです。

町長、この「後進に道を譲りたい。」と言われた、これは、本当に事実なのですか。それを確認します。

それと、副町長に一言、こういうふうなことをおっしゃったのかどうか。簡潔でいいです。よろしくお願いします。

以上です。

議長（吉野 徹）

町長。

町長（桑原 悠）

小野塚氏に関しましては、令和2年6月30日をもって任期満了を迎えるというものでございまして、地方自治法第7章2節第3款に基づきまして、今回、提案させていただいているものでございます。御指摘には当たらないものと考えております。

議長（吉野 徹）

副町長。

副町長（小野塚 均）

言ったか言わないか、というような質疑かと思えます。これについては、それぞれ思い、あるいは、その状況、そして意図、いろんなものがあるかと思われま。また、それぞれ捉え方も違うのかなというふうに私自身思っております。そのようなことから、答弁については、差し控えさせていただきたいと思えます。私としては、町長が言われているように任期満了による退職と捉えております。

議長（吉野 徹）

10番、栗原洋子議員。

（10番）栗原洋子

取材によりますと、「任期満了での退任の意向表明はしていない。」ということなのです。「任期ですから退任したい。」ということは、副町長の口からはおっしゃっていないわけです。それを全員協議会の議員の前でそういうことを町長が、「副町長が『後進に道を譲る。』」ということをした。」と言っているのですよ、議会の中で。これは、私は大問題だと思うのです。こういう本会議の場でも正直に答えていただかないと、本当に議会軽視、町民軽視の大きな問題になるのではないのでしょうか。町長、私は虚偽の発言だと、全員協議会の後、そう思いました。全員協議会の後、すぐ副町長の所に行って確認をいたしました。そうしたら、「私はそんなことは言っていない。」と言われました。いろいろな経過があって、副町長はここでしっかりと答弁できないのかもしれませんが、でも、あれほど言っていたはずなんです。そういうなかで、虚偽発言というふうに私は取りますが、家庭の中でうそをついたりするのはありますよ。でも、こういう議会の場で言ってもいないことを言いましたといううそを言うということは、本当の理由があるはずなのです。真実がその裏にはあるのですよ。なぜうそを言わなくてはいけないのか。言ってもいないことを町長が言っている。そして、また質疑をすれば、「任期ですから。任期ですから。」と、それだけです。そ

ういう町長の資質の問題。その真意、うそである裏側の真意を聞かせてください。

議長（吉野 徹）

町長。

町長（桑原 悠）

後任人事について発表に至るまでに様々な経過をたどって、このようになったわけでございます。任期満了によるものでございまして、地方自治法にのっとりたこととございまして、御指摘には当たらないものと考えております。

議長（吉野 徹）

10番、栗原洋子議員。

（10番）栗原洋子

同じことしか繰り返していない。そこが一番問題で、私は、もう任期という言葉は、何回も何十回も聞きましたので、それはもう答弁しなくていいです。私が聞いているのは、本当の理由があるはずなのです。それを「熟慮した。」と言ったり、「様々なことがある。」ということをおっしゃっていますが、様々なことは、何が様々なのですか。それと、熟慮というのは、何を熟慮したのでしょうか。

全員協議会のなかでも町長は、「皆様からこの難局を乗り越えるために御理解を賜りますよう。」というふうにおっしゃっています。それから、根津病院事務長とも副町長がお話をされて。何回か（町長の）虚偽の発言があるのですよ。でも、本当に根津病院事務長と副町長が話をして、「根津さんであれば。」ということ副町長おっしゃったのか。それも根津病院事務長からも聞きたいところなのですが、今日はいらっしゃらないのでしょうか。 —

（※同意案件に関係するため、病院事務長は一時退席している。） — 町長、本当に真実を話してください。もう任期という言葉はいらないです。当たり前なのですから。任期なのですから。でも、言ってもいないことを議会の場でうそを言ってまで通さなければいけない、その理由。必ず本当のことがあるはずで。それを是非言うべきだと思います。継続していただけない、その理由。理由があるから、継続させるわけにはいかないのでしょうか。継続できない理由、させられない理由、それをしっかり正直に答えてください。

議長（吉野 徹）

町長。

町長（桑原 悠）

3回目の答弁になります。

町長と副町長は、夫婦に例えられるような関係でございます。夫婦の間のことは、夫婦のなかでしか分からないように、副町長に関しましても、いろいろな話合いの経過をたどったうえで、このように地方自治法第7章2節第3款に基づいたうえで、今日、提案させていただいている次第でございます。御指摘には当たらないものと考えております。

議長（吉野 徹）

ほかに質疑はありませんか。

7番、石田タマエ議員。

（7番）石田タマエ

今ほどの栞原議員の質疑ですが、町長が副町長に継続をしていただけない理由を伺っていたと思うのですけれども、私は、今ほどの栞原議員の質疑の中で、なぜ副町長が言っていないことをこの議会の場で言ったのか。なぜ言っていないことを町長は公の場で言ったのか。そこだけ聞かせていただきたいと思います。

議長（吉野 徹）

町長。

町長（桑原 悠）

御指摘には当たらないものと考えております。

議長（吉野 徹）

7番、石田タマエ議員。

（7番）石田タマエ

私は、指摘はしていません。伺っています。

議長（吉野 徹）

町長。

町長（桑原 悠）

小野塚均副町長につきましては、本当にすばらしいかたで、この2年、桑原町政が走り出すまでの間、大変お世話になりました。副町長と町長というのは、まるで夫婦の間柄です。信頼申し上げますし、きずなもございます。また、根津さんもすばらしいかたです。町立病院に行って、4,400万円の収益改善をしたことは、昨日の一般質問の答弁で申し上げたとおりでございます。御指摘には当たらないものと考えております。

議長（吉野 徹）

7番、石田タマエ議員。

（7番）石田タマエ

私は、指摘はしていません。では、なぜ今、あの新聞のように、小野塚副町長は「そういうことは言っていない。」ということが出ている反面、町長は、公の場でなぜそんなことを言ったのか。これは、指摘をしているわけでもありません。質疑です。教えてください。

議長（吉野 徹）  
町長。

町長（桑原 悠）  
質疑には当たらないものと考えております。

議長（吉野 徹）  
3回です。 —（石田議員「もう1回やらせてください。」の声あり。）—  
7番、石田タマエ議員。

（7番）石田タマエ

何度聞いてもそのことは言わないということは、議会にも町民にも、そのことは言われないということですね。分かりました。町長のそういう態度がよく分かりました。

一言申し上げます。今ほど町長は、「町長、副町長は、夫婦のようなものだ。」と例えておっしゃいました。本当にそう思っているのか。今まで社会経験の少ない町長を様々な面で支えてこられたのは副町長です。分かっていますか。副町長ですよ。若さゆえと言えるかどうか分かりませんが、数々の町長の失言に対してフォローしてきたのは、副町長です。分かっていますか。職員と町長の間で数々の不満を受け止めてくださったのも副町長です。時にはブレーキとなりながら、町長に苦言を呈さなければならなかった副町長の心情を察したことがありますか。

町長就任間もない頃、「町長辞職勧告決議案」というものが上程されました。否決こそされましたけれども、討論の中で「町長は、もっと謙虚に。」と、3人の議員から言われたことを覚えていますか。しかし、そのなかで私たちは、「町長を育てなければならない人たちが。」というような多くの批判を受けてきました。しかし、この間、町長は何を言っても聞く耳を持たないといったことや、「私が町長です。私が決めます。」と言って突っぱねることが少なくありません。謙虚という言葉とは程遠い言動です。そして、また今、言ったか言わないか。副町長は言っていない、町長は公然とこの場で言っている。そういう態度に対して、私は「謙虚に」に加えて、町長、「誠実に」対応してください。御自分のお子様に恥じないような誠実な言動を心がけてください。今ほどのように、ありもしないことを堂々と公の場で発言し、人を傷つけるようなことは、絶対にやめていただきたい。

責任感の強い小野塚副町長です。今のこのコロナ騒動、大変御心配されていると思います。御本人も大変心を痛めていると推測いたします。「任期ですから。」、それだけで本当に人の道として良いのでしょうか。この場では言いませんが、町長室に帰られましたら、口先だけではなく、心からの感謝と敬意を表していただきたいと思います。

終わります。

議長（吉野 徹）  
桑原義信議員。

(5番) 桑原義信

今、二人の議員からの質疑で、町長はやっぱりかわすことしか答弁はないようですが、国のことだったら、総理はいろいろまくかわしたりしていますが、ここは、地方議会です。やっぱりちゃんと議員の質疑に対して、答えるべきだと思います。そして、私は、この問題にすごく疑問があるのは、根津さんは本当に優秀な人材で申し分ありませんが、今、このコロナ禍で津南病院をどう守っていくか、町民のためにどういう医療を進めていくか、津南病院をどう残していくか、赤字補填をなくす努力をしている最中の人事異動だと思います。事務長としても、まだ1年ちょっとではないですか。根津さんには、津南病院を守り、地域医療のかなめになる病院のためにがんばっていただきたいと思います。

議長(吉野 徹)

答弁はよろしいですね。 — (桑原議員「はい。」の声あり。) —

ほかに質疑はありませんか。 — (質疑者なし) —

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。 — (討論者なし) —

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

同意第2号について採決を行います。

採決は、申合せのとおり記名投票をもって行います。議場を閉鎖いたします。

— (書記議場閉鎖) —

ただいま議場に在場する表決権を有する出席議員は13名です。採決が終了するまで議場の出入りを禁止いたします。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に1番、滝沢元一郎議員及び12番、草津進議員を指名いたします。

議長(吉野 徹)

これより投票用紙を配布いたします。 — (投票用紙の配布) —

念のため申し上げます。本案を可とするかたは「賛成」と、否とするかたは「反対」と記載し、御自身の氏名も併せて記載願います。なお、白票、他事記載、無記名は、否とみなします。

投票用紙の配布漏れはありませんか。 — (なしの声あり) —

配布漏れなしと認めます。

投票箱の点検を行います。 — (投票箱の点検) —

異常なしと認めます。

これより投票を行います。事務局長の点呼に応じて順次投票を願います。

— (投票の実施) —

議長(吉野 徹)

投票漏れはありませんか。 — (なしの声あり) —

投票漏れなしと認め、投票を終了いたします。

これより開票を行います。立会人は所定の席にお着き願います。



—（開票）—

立会人は自席にお戻り願います。

議長（吉野 徹）

開票の結果を申し上げます。投票総数 13 票。内、有効投票 13 票。無効投票 0 票。有効投票中賛成 9 票、反対 4 票。

以上のおり賛成多数です。よって、同意第 2 号は、同意することに決定いたしました。議場の閉鎖を解除いたします。

議長（吉野 徹）

昼食のため午後 1 時まで休憩いたします。

—（午前 11 時 54 分）—

—（休憩）—

会議を再開いたします。

—（午後 1 時 00 分）—

#### 日 程 第 11

同意第 3 号 津南町農業委員会委員任命の同意について

#### 日 程 第 12

同意第 4 号 津南町農業委員会委員任命の同意について

#### 日 程 第 13

同意第 5 号 津南町農業委員会委員任命の同意について

#### 日 程 第 14

同意第 6 号 津南町農業委員会委員任命の同意について

#### 日 程 第 15

同意第 7 号 津南町農業委員会委員任命の同意について

#### 日 程 第 16

同意第 8 号 津南町農業委員会委員任命の同意について

#### 日 程 第 17

同意第 9 号 津南町農業委員会委員任命の同意について

#### 日 程 第 18

同意第 10 号 津南町農業委員会委員任命の同意について

日 程 第 19

同意第 11 号 津南町農業委員会委員任命の同意について

日 程 第 20

同意第 12 号 津南町農業委員会委員任命の同意について

日 程 第 21

同意第 13 号 津南町農業委員会委員任命の同意について

日 程 第 22

同意第 14 号 津南町農業委員会委員任命の同意について

日 程 第 23

同意第 15 号 津南町農業委員会委員任命の同意について

日 程 第 24

同意第 16 号 津南町農業委員会委員任命の同意について

日 程 第 25

同意第 17 号 津南町農業委員会委員任命の同意について

日 程 第 26

同意第 18 号 津南町農業委員会委員任命の同意について

日 程 第 27

同意第 19 号 津南町農業委員会委員任命の同意について

日 程 第 28

同意第 20 号 津南町農業委員会委員任命の同意について

議長（吉野 徹）

同意第 3 号から同意第 20 号までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（桑原 悠）

同意第 3 号から同意第 20 号まで一括して説明いたします。

先日、副町長を委員長とする津南町農業委員等候補者評価委員会において選考したもので、参考資料のとおり、いずれのかたも農業に関する識見を有し、農業委員の職務を適切に行うことができるかたがたであると考えておりますので、御同意くださるようよろしく

お願いいたします。

議長（吉野 徹）

これより一括して質疑を行います。

—（質疑者なし）—

質疑はないものと認め、質疑を終結いたします。

討論、採決はそれぞれ議案ごとに行います。

なお、農業委員会委員任命同意につきましては、申合せにより、採決は起立採決によって行います。

議長（吉野 徹）

同意第3号について討論を行います。

—（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

同意第3号について採決いたします。

同意第3号について、同意することに賛成のかたの起立を求めます。—（全員起立）—  
全員賛成です。よって、同意第3号は同意することに決定いたしました。

議長（吉野 徹）

同意第4号について討論を行います。

—（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

同意第4号について採決いたします。

同意第4号について、同意することに賛成のかたの起立を求めます。—（全員起立）—  
全員賛成です。よって、同意第4号は同意することに決定いたしました。

議長（吉野 徹）

同意第5号について討論を行います。

—（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

同意第5号について採決いたします。

同意第5号について、同意することに賛成のかたの起立を求めます。—（全員起立）—  
全員賛成です。よって、同意第5号は同意することに決定いたしました。

議長（吉野 徹）

同意第6号について討論を行います。

—（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

同意第6号について採決いたします。

同意第6号について、同意することに賛成のかたの起立を求めます。—（全員起立）—  
全員賛成です。よって、同意第6号は同意することに決定いたしました。

議長（吉野 徹）

同意第7号について討論を行います。

—（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

同意第 7 号について採決いたします。

同意第 7 号について、同意することに賛成のかたの起立を求めます。―（全員起立）―  
全員賛成です。よって、同意第 7 号は同意することに決定いたしました。

議長（吉野 徹）

同意第 8 号について討論を行います。 ―（討論者なし）―

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

同意第 8 号について採決いたします。

同意第 8 号について、同意することに賛成のかたの起立を求めます。―（全員起立）―  
全員賛成です。よって、同意第 8 号は同意することに決定いたしました。

議長（吉野 徹）

同意第 9 号について討論を行います。 ―（討論者なし）―

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

同意第 9 号について採決いたします。

同意第 9 号について、同意することに賛成のかたの起立を求めます。―（全員起立）―  
全員賛成です。よって、同意第 9 号は同意することに決定いたしました。

議長（吉野 徹）

同意第 10 号について討論を行います。 ―（討論者なし）―

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

同意第 10 号について採決いたします。

同意第 10 号について、同意することに賛成のかたの起立を求めます。―（全員起立）―  
全員賛成です。よって、同意第 10 号は同意することに決定いたしました。

議長（吉野 徹）

同意第 11 号について討論を行います。 ―（討論者なし）―

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

同意第 11 号について採決いたします。

同意第 11 号について、同意することに賛成のかたの起立を求めます。―（全員起立）―  
全員賛成です。よって、同意第 11 号は同意することに決定いたしました。

議長（吉野 徹）

同意第 12 号について討論を行います。 ―（討論者なし）―

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

同意第 12 号について採決いたします。

同意第 12 号について、同意することに賛成のかたの起立を求めます。―（全員起立）―  
全員賛成です。よって、同意第 12 号は同意することに決定いたしました。

議長（吉野 徹）

同意第 13 号について討論を行います。 —（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

同意第 13 号について採決いたします。

同意第 13 号について、同意することに賛成のかたの起立を求めます。 —（全員起立）—  
全員賛成です。よって、同意第 13 号は同意することに決定いたしました。

議長（吉野 徹）

同意第 14 号について討論を行います。 —（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

同意第 14 号について採決いたします。

同意第 14 号について、同意することに賛成のかたの起立を求めます。 —（全員起立）—  
全員賛成です。よって、同意第 14 号は同意することに決定いたしました。

議長（吉野 徹）

同意第 15 号について討論を行います。 —（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

同意第 15 号について採決いたします。

同意第 15 号について、同意することに賛成のかたの起立を求めます。 —（全員起立）—  
全員賛成です。よって、同意第 15 号は同意することに決定いたしました。

議長（吉野 徹）

同意第 16 号について討論を行います。 —（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

同意第 16 号について採決いたします。

同意第 16 号について、同意することに賛成のかたの起立を求めます。 —（全員起立）—  
全員賛成です。よって、同意第 16 号は同意することに決定いたしました。

議長（吉野 徹）

同意第 17 号について討論を行います。 —（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

同意第 17 号について採決いたします。

同意第 17 号について、同意することに賛成のかたの起立を求めます。 —（全員起立）—  
全員賛成です。よって、同意第 17 号は同意することに決定いたしました。

議長（吉野 徹）

同意第 18 号について討論を行います。 —（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

同意第 18 号について採決いたします。

同意第 18 号について、同意することに賛成のかたの起立を求めます。 —（全員起立）—

全員賛成です。よって、同意第 18 号は同意することに決定いたしました。

議長（吉野 徹）

同意第 19 号について討論を行います。 —（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

同意第 19 号について採決いたします。

同意第 19 号について、同意することに賛成のかたの起立を求めます。 —（全員起立）—  
全員賛成です。よって、同意第 19 号は同意することに決定いたしました。

議長（吉野 徹）

同意第 20 号について討論を行います。 —（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

同意第 20 号について採決いたします。

同意第 20 号について、同意することに賛成のかたの起立を求めます。 —（全員起立）—  
全員賛成です。よって、同意第 20 号は同意することに決定いたしました。

## 日 程 第 29

### 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について

議長（吉野 徹）

諮問第 1 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（桑原 悠）

人権擁護委員の高橋芳子氏が令和 2 年 9 月 30 日をもって 4 期 12 年の任期満了を迎えますが、再度、人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求めるものでございます。高橋氏の略歴は参考資料のとおりであります。人格、識見ともに人権擁護委員として適任者であると考えております。法務大臣に申請を行う必要がありますので、議会の賛同を賜りますようお願い申し上げます。

議長（吉野 徹）

これより質疑を行います。 —（質疑者なし）—

質疑はないものと認め質疑を終結いたします。

これより討論を行います。 —（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

諮問第 1 号について採決いたします。

採決は先例に従い、起立採決によって行います。

人権擁護委員候補者の推薦について高橋芳子さんを適任とすることに賛成のかたの起立を求めます。 —（全員起立）—

全員賛成です。よって、諮問第 1 号について、高橋芳子さんに対する議会の意見は適任とすることに決定いたしました。

### 日 程 第 30

#### 議案第 36 号 津南町監査委員条例の一部を改正する条例の制定について

議長（吉野 徹）

議案第 36 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（桑原 悠）

地方自治法の改正により普通地方公共団体の長等の損害賠償責任の一部免責が新たに追加され、項ずれにより条例を改正するものでございます。

細部につきましては、総務課長が説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

議長（吉野 徹）

総務課長。

総務課長（村山詳吾）

—（細部について説明を行う。）—

議長（吉野 徹）

これより質疑を行います。 —（質疑者なし）—

質疑はないものと認め、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。 —（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第 36 号について採決いたします。

議案第 36 号について、原案に賛成のかたの起立を求めます。 —（全員起立）—

全員賛成です。よって、議案第 36 号は原案のとおり可決されました。

### 日 程 第 31

#### 議案第 37 号 津南町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について

議長（吉野 徹）

議案第 37 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（桑原 悠）

行政手続等における情報通信技術の利用に関する法律が改正され、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律へ改められたことに伴い、引用する条項の整備を行うため、所要の改正をするものでございます。

細部につきましては、総務課長が御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

議長（吉野 徹）

総務課長。

総務課長（村山詳吾）

—（細部について説明を行う。）—

議長（吉野 徹）

これより質疑を行います。 —（質疑者なし）—

質疑はないものと認め、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。 —（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第 37 号について採決いたします。

議案第 37 号について、原案に賛成のかたの起立を求めます。 —（全員起立）—

全員賛成です。よって、議案第 37 号は原案のとおり可決されました。

## 日 程 第 32

### 議案第 38 号 津南町税条例の一部を改正する条例の制定について

議長（吉野 徹）

議案第 38 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（桑原 悠）

新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置が納税者等に及ぼす影響の緩和を図るため、地方税法等の一部を改正する法律が令和 2 年 4 月 30 日に交付されたことに伴い、津南町税条例の一部を改正するものでございます。

細部につきましては、税務町民課長が御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

議長（吉野 徹）

税務町民課長。



税務町民課長（小林 武）

—（細部について説明を行う。）—

議長（吉野 徹）

これより質疑を行います。 —（質疑者なし）—

質疑はないものと認め、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。 —（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第 38 号について採決いたします。

議案第 38 号について、原案に賛成のかたの起立を求めます。 —（全員起立）—

全員賛成です。よって、議案第 38 号は原案のとおり可決されました。

### 日 程 第 33

議案第 39 号 津南町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

### 日 程 第 34

議案第 40 号 津南町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

議長（吉野 徹）

議案第 39 号から議案第 40 号まで、一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（桑原 悠）

議案第 39 号から議案第 40 号まで一括して説明申し上げます。

国の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として、感染症の影響により一定程度収入が下がったかたに対して保険料の減免を行うこととされ、この減免に対する財政支援の基準が示されたため、国基準に従い、津南町国民健康保険条例と津南町介護保険条例の一部を改正するものでございます。

細部につきましては、福祉保健課長が御説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

議長（吉野 徹）

福祉保健課長。

福祉保健課長（鈴木正人）

—（細部について説明を行う。）—

議長（吉野 徹）

これより一括して質疑を行います。

1 番、滝沢元一郎議員。

(1 番) 滝沢元一郎

今回の国民健康保険関係、介護保険関係、申請書、あるいは申請に来る人、これに該当する人、それはどのように申請をして、周知はどうするのか、お伺いしたいと思います。

議長 (吉野 徹)

福祉保健課長。

福祉保健課長 (鈴木正人)

条例改正が可決されましたら、来週月曜日、ちょうど町の嘱託員文書の発送日ということになっておりますので、A3 のものを折って A4 にした状態、全部で 4 面のものになりますけれども、なるべく分かりやすいようにということで、Q&A も入れて、こういったかたが対象になりますよというもののチラシを来週月曜日の発送で入れさせていただく予定であります。新型コロナウイルス感染症の関係もありますので、そこにも書かせていただいております。もし該当になりそうな場合には、まずは御連絡をいただいて、御相談のお時間を。きっと実際には、いろいろ資料なんかを付けていただかなければいけないということになりますので、その辺も御相談させていただくなかで、しっかり申請につないでいただくことができるようなかたちを取らせていただきたいと思います。

議長 (吉野 徹)

ほかに質疑はありませんか。

— (質疑者なし) —

質疑を終結いたします。

討論、採決はそれぞれ議案ごとに行います。

議案第 39 号について討論を行います。

— (討論者なし) —

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第 39 号について採決いたします。

議案第 39 号について、原案に賛成のかたの起立を求めます。

— (全員起立) —

全員賛成です。よって、議案第 39 号は原案のとおり可決されました。

議長 (吉野 徹)

議案第 40 号について討論を行います。

— (討論者なし) —

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第 40 号について採決いたします。

議案第 40 号について、原案に賛成のかたの起立を求めます。

— (全員起立) —

全員賛成です。よって、議案第 40 号は原案のとおり可決されました。

日 程 第 35

議案第 41 号 農と縄文の体験実習館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例  
の制定について

議長（吉野 徹）

議案第 41 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（桑原 悠）

農と縄文の体験実習館なじょもんの特別企画展等の実施期間において臨時に入館料を徴収するため、農と縄文の体験実習館の設置及び管理に関する条例の一部を改正するものでございます。

細部につきましては、教育次長が御説明申し上げますので、よろしくお願いたします。

議長（吉野 徹）

教育次長。

教育次長（高橋昌史）

—（細部について説明を行う。）—

議長（吉野 徹）

これより質疑を行います。

13 番、風巻光明議員。

（13 番）風巻光明

なじょもんについての入館料は、確か 3 年か 4 年前に有料だったものをせっかくお客さんが来たのに「有料だから、やっぱり見ないで帰ろう。」というかたも大分あったみたいで、無料に全部しましょうという話で無料になったと思います。基本的には、入館料は無料と書いてありますけれども、今の教育次長の御説明だと、秋の特別企画展の時だけ有料にしましょうと、そういうお話をお聞きしました。その秋の特別企画展は、あるブースにあって、そのブースに入る人だけ有料になるのか、それとも、もう無条件になじょもんに入る人は有料にするのかどうかということ。

それから、特別企画展を有料にした場合の、いわゆる収入、財政効果はどのくらい見込んでいるのか。

その秋の企画展以外にも特別な企画展があるのかどうか。

その 3 点くらいをお聞きしたいと思いますので、よろしくお願いたします。

議長（吉野 徹）

教育次長。

教育次長（高橋昌史）

入館料につきましては、先ほど説明もいたしましたけれども、教育委員会のほうで細部をまた決定するというにさせていただいております。入館料そのものとして取るのか、あるいは、企画展ということで、そのブースの所を例えば見学料としてその部分で取るのかというところは、また教育委員会のほうで企画展を前に検討させていただければと思っております。また、議員御指摘のとおり、この無料になる前、ある程度の入館料を頂いておったわけですが、その時にも、そこに割引券等々を付けて、なじょもんグッズを買えるような半券を付けておったということでも記憶してございますので、そういった工夫も少しはできるのかなということでは考えてございます。

それから、料金についてでございますが、この無料になる前、大人ですと 300 円、小中学生だと 200 円という料金設定だったと記憶はしてございますが、この辺を参考に料金設定ができればと考えております。例えば 300 円ということになりますと、秋の企画展、2,000 人から 4,000 人というようにその年によってばらつきがあるということではございますが、例えば 300 円で 2,000 人でございますと 60 万円ということになるかと思えます。この秋の企画展が大体の概算ですと 240 万円というようなことではございます。このうち国庫補助が 2 分の 1 でございまして、120 万円程度。そこに 60 万円程度が補填をできるのかなというような計算ではおります。

以上でございます。

議長（吉野 徹）

ほかに質疑はありませんか。 —（質疑者なし）—

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。 —（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第 41 号について採決いたします。

議案第 41 号について、原案に賛成のかたの起立を求めます。 —（全員起立）—

全員賛成です。よって、議案第 41 号は原案のとおり可決されました。

## 日 程 第 36

### 議案第 42 号 財産の取得について（ロータリ除雪車）

議長（吉野 徹）

議案第 42 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（桑原 悠）

冬期交通の確保を図るため、ロータリ除雪車を購入するものでございます。

細部につきましては、建設課長が御説明申し上げますので、よろしくお願いたします。

議長（吉野 徹）  
建設課長。

建設課長（柳澤康義）  
—（細部について説明を行う。）—

議長（吉野 徹）  
これより質疑を行います。  
12 番、草津進議員。

（12 番）草津 進  
計画的に行うということで、これについては理解をいたします。新型コロナウイルス感染症の関係で、納期限が 11 月 30 日ということでありませけれども、もうこの頃は早ければ雪が降るかと思えます。これは間に合うのかどうかについてお願いいたします。

議長（吉野 徹）  
建設課長。

建設課長（柳澤康義）  
納期 11 月 30 日までとしております。現場のほうからは、新型コロナウイルス感染症の影響は今のところはなく、11 月 30 日までは納入できるという予定でございます。

議長（吉野 徹）  
ほかに質疑はありませんか。 —（質疑者なし）—  
質疑を終結いたします。  
これより討論を行います。 —（討論者なし）—  
討論はないものと認め、討論を終結いたします。  
議案第 42 号について採決いたします。  
議案第 42 号について、原案に賛成のかたの起立を求めます。 —（全員起立）—  
全員賛成です。よって、議案第 42 号は原案のとおり可決されました。

#### 日 程 第 37

議案第 43 号 令和 2 年度津南町一般会計補正予算（第 3 号）

#### 日 程 第 38

議案第 44 号 令和 2 年度津南町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）

日 程 第 39

議案第 45 号 令和 2 年度津南町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

日 程 第 40

議案第 46 号 令和 2 年度津南町簡易水道特別会計補正予算（第 1 号）

日 程 第 41

議案第 47 号 令和 2 年度津南町病院事業会計補正予算（第 1 号）

議長（吉野 徹）

議案第 43 号から議案第 47 号までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（桑原 悠）

議案第 43 号から議案第 47 号まで一括して説明申し上げます。

一般会計の総務課関係では、歳入で、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の増、前年度繰越金の増、コミュニティ助成自治総合センター交付金の増、緊急自然災害防止対策事業債の増。歳出で、ふるさと支援町づくり基金積立金の増、地域おこし協力隊及び集落支援員の職員手当の増、プレミアム付商品券事業経費の増、コミュニティ助成事業補助金の増、感染症対策消耗品費、修繕料、備品購入費の増などがございます。

福祉保健課関係では、歳入で、国及び県の障害者自立支援給付費負担金の増。歳出で、国民健康保険特別会計繰出金の増、重度訪問介護給付金の増、介護保険特別会計繰出金の増、病院補助金の増などがございます。

農林振興課関係では、歳入で、県農林水産業総合振興事業補助金の増、スマート農業実証事業補助金の増、補助金返還金の増。歳出で、スマート農業実証事業経費の増、県単農林水産業総合振興事業補助金の増、花き生産者事業継続支援事業補助金の増、新農業構造改善事業補助金返還金の増などがございます。

観光地域づくり課関係では、歳出で、新型コロナウイルス経済対策印刷製本費の増、宿泊支援事業補助金の増、誘客宣伝及び市場調査委託料の増、花いっぱい応援プロジェクト事業及び大地の芸術祭周遊促進事業補助金の増、竜神の館修繕料及び施設維持管理委託料の増などがございます。

建設課関係では、歳出で、林道中魚沼丘陵南線補修工事の増、会計年度任用職員人件費の増などがございます。

教育委員会関係では、歳入で、国の文化資源活用事業費補助金の増、へき地児童生徒援助費等補助金の増、学校臨時休業対策費補助金の増、公立学校情報機器整備事業補助金の増、県の給食事業費負担金の増、埋蔵文化財調査事業委託金の増。歳出で、保育園整備合同検討会委員報償費の増、保育所用地借用費の増、GIGA スクールサポーター委託料の増、学校臨時休業対策費衛生管理改善事業補助金の増、学校給食食材違約金の増、GIGA スクール用のパソコンなど備品購入費の増、特殊教育教材備品購入費の増、給食用備品購入費の増、

文化センター外壁等修繕料の増、総合センター消防用設備修繕料の増、遺跡発掘調査整理員報酬の減、遺跡発掘調査消耗品費、燃料費、委託料、機械借上料の増、埋蔵文化財活用拠点施設整備事業工事費の増、民俗資料館改修工事費の増、農と縄文体験実習館の費用弁償・印刷製本費の増、マウンテンパーク津南ロッジ別館屋根修繕料の増などがございます。

国民健康保険特別会計では、歳入で、一般会計繰入金金の増。歳出で、システム改修委託料の増などがございます。

介護保険特別会計では、歳入で、事業費国庫補助金の増、一般会計繰入金金の増、歳出で、システム改修委託料の増などがございます。

簡易水道特別会計では、歳入で、前年度繰越金の増。歳出で、火災保険料の増などがございます。

病院事業会計では、歳入で、運営費補助金の増。歳出で、経営健全化調査分析業務委託料の増などがございます。

細部につきましては、各担当課長が説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

総務課長（村山詳吾）、福祉保健課長（鈴木正人）、農林振興課長（小島孝之）、観光地域づくり課長（石沢久和）、建設課長（柳澤康義）、教育次長（高橋昌史）、病院事務長（根津和博）

—（細部について説明を行う。）—

議長（吉野 徹）

換気のため、2時50分まで休憩いたします。

—（午後2時39分）—

—（休憩）—

会議を再開いたします。

—（午前2時50分）—

議長（吉野 徹）

これより一括して質疑を行います。

12番、草津進議員。

（12番）草津 進

観光地域づくり課長に二、三点お願いいたします。

（株）竜ヶ窪温泉の関わりで、施設管理委託料の560万円、それから修繕料196万4,000円、合わせると750万円からになるかと思っておりますけれども、これをもうちょっと出していただければ、即開業できるのではないかと思いますので、その辺、1点についてお願いいたしますとともに、バスを持っておりますけれども、これの車検が恐らく7月中旬くらいまであると思うのです。これについては、どのように考えているのか。（株）竜ヶ窪温泉で使わなかった場合については、車検だけ取って、公共施設等々もあるわけでありまして、これらについては使用できないのかどうかについてお願いいたします。

それと、誘客宣伝委託料の90万円、市場調査等の委託料90万円、これはユリの関係のどうのこうのと言いましたけれども、具体的にもうちょっと細かくお願いいたします。

議長（吉野 徹）

観光地域づくり課長。

観光地域づくり課長（石沢久和）

まず1点目、(株)竜ヶ窪温泉の件なのですが、確かに560万円のものとしましては、光熱水費、点検料、リース更新等でごさいます、そのほかにも修繕料を196万4,000円上げさせていただいたところですが、町としまして、そのほか一般的な経費、人的なところ等で支援できるところは一生懸命支援していきたいと考えておりました、先般、役員の皆さんともお話をさせていただくなかで、役員のかたから、夏、ボイラー等の加温が必要のない時期に少し臨時的に、土日だけになるかと思うのですが、開館するという方向で向かっていただけるということでお話をいただいております、そこら辺も併せまして、こちらの補正をお認めいただければと考えております。

それから、竜神の館のバスにつきまして、御指摘のとおり7月に1回車検が切れます。これにつきましては、車検は通したいということで、今進めております。それから、保険料が掛かってくるのですけれども、保険料も8月に切れるということだったので、最低限の保険は通すことで点数を下げないように、切れてしまうと点数が下がってしまうということもあって、下げないようにということで最低限のものでやりたいと考えておりますので、バスのほうも使えることは使えます。今のところ、どのように使うかという計画までは立てておりません。

それから、誘客宣伝の委託料と市場調査の委託料についての御質問でございますが、説明が言葉不足で大変申し訳ございません。まず、誘客宣伝の委託料のほうなのですが、ユリと旅館さん等とのコラボレーションを考えておりました、そのなかで、今考えているのが、シンボリックなユリのタワーというか塔というか、ユリを見せる仕組みを1か所作りたいというようなことで考えております。これにつきまして、管理等を地元の花屋さん等に考えているところなのですが、今、場所と期間等の選定は進めているところでございます。そちらのほうは60万円、その広告宣伝費としまして、30万円ほど予定しております、合わせて90万円というのが誘客宣伝委託料でございます。それから、市場調査の委託料のほうなのですが、アフターコロナのなかで、昨日、一昨日と議会の中でもこれからの観光の動向は大きく変わっていくだろうという話のなかで、現在、観光地域づくり課としては、サステイナブルな、要は持続可能なツーリズム、エコなツーリズムというものを考えています。それから、農業を生かしたツーリズム、そして、森林セラピーを活用したツーリズム、こういったものがそれぞれこれからの主流になっていくのではないかということのなかで、それぞれいずれもこれまでの町の中には(なかった)、町の中で新しい動きの旅行形態を実証実験していくということのなかで、30人ほどのモニターツアーを組みたいというようなことで考えております。

以上です。

議長（吉野 徹）

12番、草津進議員。



(12 番) 草津 進

(株)竜ヶ窪温泉については、役員のかたにお話をしているようでございますので、夏の営業ということでもありますけれども、それがずっと継続できるような支援策というものも考えていただきたいと思います。私も週に2回、3回はあそこに寄らせていただいておりますけれども、非常に間違っ入ってくる人、電話等々も鳴っておりますので、ぜひ継続してやれるようなかたちでお願いをしたいと思います。そのためには、我々もしっかりやりますので、また面倒を見ていただきたいと思います。

バスについては、了解をいたしました。

誘客宣伝委託料については、よく承知をいたしました。ユリを見せるのだということで、これは津南町で見せるのだということでもありますけれども、私はそうではなくて、やはり都会で飾っていただくのがいちばんなのかなと思っております。ということは、非常に津南のユリというのは都会で評判が良いです。そういったことで、これは管理が容易でないかもしれないけれども、その人たちを見つければいいわけでもありますので、津南町でも悪いとは言いませんけれども、そういった関東方面等々に出ていくことも大切なのかなと思っておりますので、もう一度、お願いいたします。

議長 (吉野 徹)

観光地域づくり課長。

観光地域づくり課長 (石沢久和)

おっしゃるとおり津南のユリのブランド力というのは大変すばらしいものがあるということでございます。関東でのこちらのほうの宣伝等につきましては、また農林振興課とも相談しながら考えていきたいとは思いますが、今、我々のほうで考えているのは、地元で今いちばん困っているだろう宿泊施設、ユリ農家、こういったものがコラボレーションをするということによる情報発信力ができるのではないかとということで今考えて、情報発信力を高めることができるのではないかとということで、今回このような企画をさせていただいているところでございます。

議長 (吉野 徹)

9 番、恩田稔議員。

(9 番) 恩田 稔

3 点、お願いいたします。

まず1点目なのですが、農林振興課長に伺います。スマート農業ということで、ドローンの免許の補助、これが150万円の補助。これ自体は、多分こんなふうなことがこれから出てくるのだろうとは思っているのですが、具体的に今、津南でドローンでどんなふうな作業をしているのか、あるいは今後、どんなふうにかこれが広がりを見せるのか、その点をまずお聞きします。

それから、観光地域づくり課長に芸術祭、先ほどちょっとありましたけれど、これはもう既に開催が決定して報道がされたのかどうか。そうであれば、いつからいつまでなのか。

そして、予算が 30 万円ですけれども、要は、この 30 万円だけなのかどうかをお聞きします。

それから、病院事務長にお願いします。コンサルの件ですけれども、どの部分をメインに見てもらおうかというようなことが具体的にもう既に決まっているのかどうかをまずお聞きします。

以上です。

議長（吉野 徹）

農林振興課長。

農林振興課長（小島孝之）

ドローンの関係の御質問でございますが、まず、今どんなことがドローンでできるかということで、補正のほうでもちょっと説明させていただきましたが、国の実証実験事業の認定を受けまして、今、「柵津南アグリ」のキャベツの圃場で、スマート農業の実証実験等を行っております。そういったなかで、キャベツのセンシングといいまして、収穫の状況、大きさの状況等を確認して、どういった時期がいちばん収穫がベストかというのをドローンを飛ばして画像で撮って、収穫時期を判定するというのを今やっていきたいと思っております。今回、ドローンの補助ということで、免許取得補助をさせていただくのですが、それはどちらかというとなんか水稲メインで使うようなドローンになるかと思っております。水田の場合ですと、まだドローン自体が材が積めるのが 15 kg ほどしかないものですから、なかなか園芸のほうは、さっきも言ったように画像を撮って、それをいつ収穫するかという使い方。水田のほうは、防除とか追肥とか、そういったもので活用できるのではないかと思っております。今後、こういう機械がどんどんどんどん発達していきますので、よりいろいろな大きさのもの、重さのものが積めるようになり、また、肥料なり農薬なりがいろいろ開発されてもっと良いものができれば、いろいろなことに使えるようになるかもしれませんが、今のところ、そのような感じで重量制限等がありますので、水田では追肥とかそういったものに使う、また、園芸ではドローンで大きさ等を測りながら、どの時期にいちばん収穫できるか、適期に収穫するかというようなものを今のところは検討しております。よろしくお願いたします。

議長（吉野 徹）

観光地域づくり課長。

観光地域づくり課長（石沢久和）

芸術祭周遊促進事業補助金についての御質問でございます。芸術祭は、春夏秋冬と 4 回にわたって今年度事業を一定期間実施するという計画をさせていただきました。ただ、春のプログラムにつきましては、残念ながら中止というかたちになっております。夏のプログラムにつきましては、現在、確定ではないのですけれども、一応、7 月 23 日から 8 月 30 日にかけて実施したいということで十日町市さんと協議を進めているところでございます。そのなかで、キナーレでありますとか農舞台でありますとか、主要な芸術祭の施設を開け

るのですが、津南町に関しては、今スタンプラリー的なものを考えておりました、結東のメルティングウォールをスタンプの候補地としましたり、マウンテンパーク津南の作品をポイントとしようということで考えております。このプログラムを回すのに大人が 3,000 円、小中学生が 1,000 円、県内の小中高生には無償配布する方向で今動いているのですけれども、これに 300 円掛ける 5 枚のクーポン券、1,500 円分のクーポン券を付けたいということで考えております。津南町としましては、30 万円の予算しか盛っていませんけれども、一応、十日町市さんのほうでは、450 万円のクーポン利用料を見込んでおります。そういう状況でございます。

議長（吉野 徹）

病院事務長。

病院事務長（根津和博）

3 点目、病院に関する御質問でございます。どの部分をメインにということですが、一言で言うと、経営健全化施策の検討ということになります。業務のイメージといたしましては、外部環境調査、医療需要の推計やら地域ニーズ、医療機能、役割の把握。あと、内部環境調査といたしまして、人的資源、施設、患者の属性等多角的に分析いただきます。あと、マネジメント、病院職員に対するインタビュー等を行うなかで運営状況を把握。それによって、内部・外部環境を踏まえたなかで、経営健全化に向けた施策の最適な立案を委託というようなイメージでございます。

議長（吉野 徹）

9 番、恩田稔議員。

（9 番）恩田 稔

観光地域づくり課長に。津南は分かりませんが、十日町は、これはもう大地の芸術祭的には積極的にお客を呼ぶという姿勢ですか。それを 1 点、お願いします。

それと、病院事務長なのですが、コンサルを呼んでみてもらうというのは別に悪いことではないと思っております。というのは、今回、4,000 万円の収益改善をしていただいた、それについては、もちろん評価をしているわけですが、ただ、先ほど事務長もおっしゃったように随分目標には差があるわけですね。今年 4,000 万円だったから、来年も同じように減っていくのであれば、あえてここですぐ次から次へとコンサルをする必要はないと思っておりますけれども、もしかしたら来年度といいますか、2 年目になったら 1,000 万円くらいしかできなかったというようなことも考えられるなかでは、やっぱりこの差は大きいわけですから、何らかのかたちで改善をしていかなくてはいけないと思うのです。残念ながら、津南町において、医療に長けていて経営に長けている人は、全然いないかどうかは私は分かりませんが、知りませんので、多分そうそうはいないのだろうと思うのです。そうすると、やっぱりそういう専門の所の知識なり技術なりそういったものは必要になると思っております。今、事務長が言ったように、そんなに広いものがこの委託でできるのかなど。もしかしてそれが無駄にならないかなというだけの心配、ちょっと危惧してい

るのです。確かに、委託費としたら、たかが 330 万円ですけれど、収益を改善した金額から見たら、10%近い大変なお金なわけですよ。そういうところが本当に大丈夫なのか。自信を持って間違いないということであれば、もちろん賛成するわけですけれども、そこから辺について、もう一度お願いします。

議長（吉野 徹）

観光地域づくり課長。

観光地域づくり課長（石沢久和）

芸術祭の誘客についての考え方ということなのですが、津南に関しては、今、屋外作品を周遊するということになってはいますが、十日町においては、キナーレですとか農舞台ですとか、いわゆる屋内施設もあります。現在、本当に感染対策をどうするかたちでやっていくかというところを十日町を中心に検討している段階で、段階的に実施できていけるように、今考えているところでございます。

議長（吉野 徹）

病院事務長。

病院事務長（根津和博）

病院内部においても、4月に各部署から経営目標管理シートを作っていただいて、経営目標を部署ごとに定めて、どういう改善ができるか進めているところでございます。それに加えて今回、民間の視点で、私ども内部が考えているほかのことでもあるのではないかと、そういうところもでございます。特にこのグループは、グループの中に五つの病院を持っておりまして、そのうちの三つが 80 床、90 床、96 床と小さい病院でございます。こういう小さい病院の運営実績を有しておりますし、小さい病院の現状、課題も御理解いただいているのかなと思っております。このコンサルティングの実績を見ると、過去 5 年間で延べ 76 件の公的病院も実際に手掛けておりまして、そのうち 200 床未満の小中規模の病院が 25%ということで、津南病院に似た病院のコンサルティングも手掛けております。どこよりも実績があるし、中小自治体病院の実態も分かっているのではないかとと思っております。

議長（吉野 徹）

9 番、恩田稔議員。

（9 番）恩田 稔

その病院でいろんなことを聞き取るなかで絞っていくということだと思いますので、分かりました。ただ、津南町は、私は 7,000 人の町で、高齢化が 45%くらいまで行くだろうというなかで、本当にどの程度のものが町にあって継続できる病院なのかということも含めて、ぜひそのコンサルはしっかりやっていただきたいと思います。お願いします。

議長（吉野 徹）

13 番、風巻光明議員。

（13 番）風巻光明

総務課長に 1 点、農林振興課長に 1 点、観光地域づくり課長に 1 点だけお伺いします。

総務課長にお伺いするのは、私がもうちょっと勉強してくればすぐ分かったのかもしれないのですが、今すぐ聞きたいのでお伺いします。10 ページで歳入のほうで、繰越金がございます。今回 9,100 万円補正を掛けて、トータルで 2 億 6,600 万円の繰越金を歳入として扱って使うということなのなのですが、この繰越金は、もうそろそろなくなるのではないかと私は思っているのですが、実際に残高があとどのくらいあるのかというのを教えていただきたい。これが総務課長に 1 点。

それから、農林振興課長に花き生産者事業継続支援事業ということで 3,700 万円使うということで、これは町単ですよ。一般財源で使うようになっていますが、これも繰越金から拠出する予定なのかどうかということ。それから、3,700 万円、これは農家何軒分になって、1 軒当たり大体どのくらいの補助金になるのかというのを教えていただきたい。

それから、最後に観光地域づくり課では、恩田議員と同じような質疑になるのですが、大地の芸術祭がいよいよちらちらしてきました。来年度、3 年に一度の本格的な大地の芸術祭があると思うのですが、来年度は御承知のように夏にオリンピックが来て、大地の芸術祭があつて、更に新型コロナウイルス感染症がいつ収束するか分からないという状況で、海外の人の交流とか、そういうものがかなりまだ厳しく制限されるのかなと思うのです。その来年度の大地の芸術祭の基本的な考え、どうも二の足を踏んでいるような報道がされていますけれども、ただオリンピックとかち合うとか、海外との交流が新型コロナウイルス感染症との関係でまだできないとか、その辺の基本的な考え方というか方針がもし出ているようでしたら、少し教えていただきたい。

この 3 点でございます。よろしくお願いたします。

議長（吉野 徹）

町長。

町長（桑原 悠）

大地の芸術祭についての基本的な方向についてお尋ねですので、私のほうから説明申し上げます。実行委員長、また、副委員長が十日町市長と津南町長なわけですが、まだ来年の大地の芸術祭について話し合った経過がございません。北川フラムさんを含めながら、また今後の来年に向けてのお話をしていかなければならないと思っております。したがって、その客層について、海外も含めてどの層をどうというお話もまだこれからですので、詰めていきたいと思っております。

議長（吉野 徹）

総務課長。

総務課長（村山詳吾）

繰越金のことです。元年度の決算見込みがちょうど今、3億円程度と見てございます。なので、今現在、予算額で2億6,600万円でございますので、あと3,400万円ほどということになってございます。ただ、今回、補正予算で計上させていただいたものは、新型コロナウイルス感染症の関係が非常に多くなってございます。今回の国の二次補正で、また地方創生特別交付金が交付されると思われまますので、そちらのほうを充当しながら、今後の財政運営をしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（吉野 徹）

農林振興課長。

農林振興課長（小島孝之）

花き生産者への補助の関係ですけれども、生産者の人数を私も把握してなくて、人数については、はっきりしたことはまた後で回答させてもらいたと思います。二、三十人の生産者がいらっしゃいますので、補助をさせていただきたいと思っております。今現在、特にユリの生産者のかたには、球根代の支払いがすごく重くのしかかるような話を聞いておりますので、収入が減りますので、その球根代を払えるようなかたちで、若干補助をしていきたいと思っております。割合については、何割がいいのかというのは、また生産者等と状況を見ながら決めていきたいと思っておりますが、この球根についての補助、3分の1から2分の1程度補助をしたなかで、次年度も辞めることがないように、ユリ切り花の皆さんが来年度も安心して作付けできるようななかで補助をさせていただきたいと思っております。また、球根のお金だけではなくて、出荷料も1箱あたりユリ切り花ですと大体250円、一般切り花ですと150円掛かっておりますので、その分については、半分程度補助させていただいて、また皆さんが安心して来年以降も生産ができるようなかたちで考えております。よろしく願いいたします。

議長（吉野 徹）

13番、風巻光明議員。

（13番）風巻光明

大地の芸術祭と繰越金については承知しました。

今のユリ関係ですけれども、要約すると、3,700万円で農家が約30軒あるとおっしゃいましたね。そのうち球根に使う、それから、出荷の箱に使うとおっしゃっていましたか。単純計算すると、大体1軒当たり100万円くらいなのですから、これは生産規模、量に応じて、ここは150万円やるけれども、ここは小さいから50万円しかやらない、そういうようなスライド式にやるような予定になっているのでしょうか。これ1点で終わります。

議長（吉野 徹）

農林振興課長。

農林振興課長（小島孝之）

説明不足で申し訳ございません。一応、10a 当たり大体諸経費がこのくらい掛かるという試算がありますので、それに対しての補助を考えております。ですので、経営面積が多ければ、もらう補助金も多くなるかなと思ってございます。よろしく願いいたします。

議長（吉野 徹）

7 番、石田タマエ議員。

（7 番）石田タマエ

病院事務長に 1 点、お伺いいたします。今ほど恩田議員が質疑したのと同じような意味合いで、コンサルの意味、位置づけというのを同じように考えてはいます。この経営健全化調査分析業務委託料 330 万円と上がっていますが、こういった業務というのは、本来であれば事業計画としてきちんと計画を立てたなかで、当初予算に盛るべきものだと私は思います。補正で緊急的に上げてこななければならない、ましてや一般会計からの補助金繰り入れまでして上げなければならない、今どうしてもしなければならないというほどの緊急性は、どこにあるのでしょうか。

議長（吉野 徹）

病院事務長。

病院事務長（根津和博）

今、この新型コロナウイルス感染症で、コロナ後の時代は、感染病院以外の一般病院につきましては、かなり選別・淘汰が進むのではないかと。今からスピード感を持ってやらないと、病院経営上厳しいのではないかと。当然、コロナ後も病院経営上必要な施策はやっていかなければならないわけでございますけれども、病院全体の経営とか運営の強化、増収対策、コスト削減については、もう待ったなしの時代です。この新型コロナウイルス感染症で先行きが見えない今だからこそやっていくのではないかと考えておりました、補正で対応させていただきたいということでございます。

議長（吉野 徹）

7 番、石田タマエ議員。

（7 番）石田タマエ

そうしますと、この事業をやろうということは、この新型コロナウイルス感染症が発生してからこういう話になったということですか。

議長（吉野 徹）

病院事務長。

病院事務長（根津和博）

はい、今年度4月以降の話でございます。

議長（吉野 徹）

10番、栞原洋子議員。

（10番）栞原洋子

私もこの1点、病院の経営診断の予算が330万円上がっているということでお聞きします。平成26年に全国自治体病院協議会に経営診断をお願いしました。その時の予算が約80万円だったと思うのです。その時に、前上村町政の時でしたけれども、その経営診断に沿って非常にきめ細かい指導があったり、分析があったりして、それを参考に病院運営をしてきたのだと思うのです。今、45床になってしまったのですよ。その45床しかない病院の経営診断。町長がお願いしたのだと思いますが、「栞麻生」、麻生財閥の傘下、関連する病院の経営診断をしている、そういう株式会社だそうです。病院事務長を経験したからからも聞きました。なぜ今、この大変な時に330万円を使って、こういう九州に本部がある会社、麻生現大臣の関連する会社にどういう関係でお願いしたのか。そこを最初にお願いします。

議長（吉野 徹）

町長。

町長（桑原 悠）

全国自治体病院運営協議会に対してコンサルを入れたという、その経過について、まずお答えいたします。私も議員でしたので、その時こちらにおったので経緯は分かりますけれども、それによって、前町政において診療科の歯科を廃止したということで、その結果を参考に、まず歯科を廃止したということで聞いております。今回の経営改善化の委託についてですけれども、その入口の所だけ私に関わりまして、あとは副町長以下、事務方のほうで議論して決めたことですので、最初の所の経緯をお話させていただきます。これから地域医療を守っていくための、地方交付税を含めた継続的な予算の確保が町としても大変重要であると思っております。しかしながら、またそれが町として持続可能な繰入額になっているかどうかということで、非常に課題感を覚えてございます。また、この新型コロナウイルス感染症によって、病院経営の在り方というものも日本全国で大きく変わっていくというふうに考えております。事業経営と病院経営は異なるわけですが、病院経営に非常に長けた日本の医療のトップリーダーの一角というところで実績がある「栞麻生」さんに今回委託させていただくものです。津南病院運営審議会に諮問して答申いただきました、その答申内容の掘り下げ、振り返りも含めて、これからの取組についてアドバイスをいただきながら、あくまでも審議会の皆さんの答申を踏まえ、また、現場の林院長はじめスタッフの皆さんの改善活動、サポートをするものでございます。

議長（吉野 徹）

10番、栞原洋子議員。



(10 番) 栗原洋子

この全国自治体病院協議会に今回なぜ依頼をしなかったのか。経費もそんなに掛からないですし、きちんとした診断をしてくださるのです。そこを1点、なぜここに頼まなかったのか。

そして、今回、病院事務長が交代ということになります。人事を刷新して病院のスリム化というような人事とセットでやるような感じですが、補正でこれが出てくるということは。町長は、この「柗麻生」にお願いするということで、どのような診断が出て、そのシナリオをどういうふうに描いていらっしゃるのですか。

議長 (吉野 徹)

町長。

町長 (桑原 悠)

以前、全国自治体病院運営協議会にコンサルしていただいておりますので、それも十分に参考にさせていただく必要はあるかと思えます。

今回、どのような構想を持ってということですが、まず、病院事務長が申し上げましたように、ヒアリング等、また、現場の数字等を見ながら、審議会の皆様からいただいた答申内容の掘り下げ、振り返りを行い、それらを踏まえてどんなことができるか、またアクションプランを作成していただき、実際の現場での病院経営に生かせるプランを出していただきたいと思っております。

議長 (吉野 徹)

10 番、栗原洋子議員。

(10 番) 栗原洋子

今回、昨年度比 4,400 万円の収支改善をされたということですが、この内容について少し教えていただきたいのです。昨年は、歯科外来もそうですし、院外薬局という方針になってきた年ですね。薬剤師もその後、採用はしなかったのです。だから、人件費もそこで削減されたのだと思いますが、その 4,400 万円の内訳を少し教えてください。

議長 (吉野 徹)

病院事務長。

病院事務長 (根津和博)

この 4,400 万円は、収入・支出いろいろありますので、細かい分析はここでは申し上げられませんが、まず、診療科の見直しを行いまして、月曜日の外科を9月から廃止いたしましたので、その部分の人件費は当然減っておりますし、残念ながら前院長先生が退職されたことに伴う、その補充ができていませんので、ここは残念なことの人件費の減にもなっているところがございます。あと、7月から包括ケア病床を10床開設して、11

月から17床に増床したわけですが、その入院単価が1人2万6,000円から3万円近くまで上がっているというところで、ここら辺の収入増は相当大的いのかなと考えておまして、7月から3月までの包括ケア病床の収益差、もし、一般病床に入院していたときの収益差を見ると、やっぱり3,000万円以上の収益格差が出てきておりますので、ここら辺も大きな改善の成果だったのかなと考えております。

議長（吉野 徹）

8番、村山道明議員。

（8番）村山道明

農林振興課長に聞きたいのですが、ドローンの操作の補助金を先ほど恩田議員がお聞きしたのですけれども、補助金ですから、五日間でどの程度掛かって、何人でその何分の一を補助したのかということです。ドローンの操作は、今度は個人的な操作の勉強になるわけですから、これらをどのように生かしていくのかをお聞きします。

それから、先ほど切り花の球根補助だとか、そういう補助を来年度も行っていきたいという、ちょっとしたお言葉が出たのですけれども、ユリ切り花等については、市場価格でかなり得するときもありますし、暴落するときもあるということ。たまたま新型コロナウイルス感染症で暴落しているわけですが、市場価格は持ち直しております。これからまた更に市場は良くなるのだろうと考えておりますので、来年のことは今言うのではなくて、来年度は来年度の話で検討するというようにしていただきたいと思っておりますので、お答えください。

議長（吉野 徹）

農林振興課長。

農林振興課長（小島孝之）

まず、ドローンの補助の関係ですけれども、今回のドローン資格取得につきましては、5日間、この研修会・実技講習会を受けなければならないということで、5日間連続して受けた場合に30万円前後ほど掛かるということで聞いております。そのうちの5分の1、上限5万円を1人当たり補助したいと考えております。150万円ということで30人分を今年度計上させていただきたいと考えております。通常ですと、研修先のほうとか、講習会をやる所に行かなければいけないのですが、ある程度人数を揃えると業者のかたが津南のほうに来てやっていただけるという話も聞いていますので、うちのほうもいろいろ農業者に周知したなかで、10人単位くらいで集めまして、こちらに来ていただいたなかで、まとめてドローンの講習会を開いてもらって、農業者の負担が少ないようなかたちでやっていきたいと思っております。

次の花きの補助の関係ですが、来年補助は今のところ考えていないです。ただ、今年、花きの生産者のかたが価格が下がって農業を辞めるといことがないように、来年も継続して栽培をしていただけるように、今年の部分について補助したいと思っておりますので、来年がどうこうではなくて、今年、非常にこの新型コロナウイルス感染症の関

係で単価等が下がるという心配がありますので、そういったかたが来年以降も作付をまたしていただけるようなかたちで、今年度、補助をしていくという考えでございます。来年、また補助するとかそういうことではなくて、今年度のこの新型コロナウイルス感染症の関係で、もうちょっとユリの生産は自分ではできない、もう辞めてしまうというような農業者が出ないようなかたちで、今年度、補助をしていきたいと思っております。

それともう一つ、このユリ切り花の生産の方法は、去年作った球根を入手して、今年、カサブランカとかを作るわけですが、その球根代は今年販売した金額から払っていくような状況でございます。それが収入が下がると、球根の支払いが非常に農業者、生産者の皆さんに重くなってくるということで、その分についての補助を今回お願いさせていただいているということでございます。よろしくお願いいたします。

議長（吉野 徹）

1 番、滝沢元一郎議員。

（1 番）滝沢元一郎

何点か質疑させていただきます。

まず1点目が建設課長にお願いしたいのですが、林道樽田線の工事期間と使用できるようになるのはいつ頃になるのかということを知りたいと思います。

それから、花き生産者に対する継続支援の関係なのですが、これについては、これから行政、農協、生産者と一緒に国との整合性も取りながら、支援の制度設計をすることによってよろしいのですね。

それからもう一つ、教育長にお尋ねしたいのですが、この間もちょっとお話伺いましたGIGAスクールのことなのですが、町の教育委員会としてGIGAスクールについては、もちろん予算で端末あるいは電子黒板等、全てのハード面は揃うわけですが、ソフト面として、どのようなどころまでやるような構想を持っておられるのか。この間もお話したように、津南の県下でも進学率の高い中等教育学校があって、授業とかそういったものはみんなオンラインでやっております。ですから、今後、新型コロナウイルス感染症の2波、3波が来なければよろしいのですが、本当に各家庭の事情も含めまして、あるいは、学校の指導の状況、今回の230万円の委託の状況等を含めて、どのようなことまでやりたいということで計画をしていらっしゃるのでしょうか。そういったことをやっぱりこれからの世界を担っていく津南の子どもたちについて、こういったことくらいはやりたいというような、やっぱりしっかりとした構想が私は必要だと思っております。そういったことについて、教育長の考えをもう一度伺ってみたいと思うのですが、いかがでしょうか。お願いします。

議長（吉野 徹）

建設課長。

建設課長（柳澤康義）

林道中魚沼丘陵南線の復旧の見込みということでございます。現地のほうは、延長で約

30m高さで約20mの山側の土羽の土砂崩れということでございます。現場が砂山でございますが、天候等々にもよりますので工事の進捗も大分左右されるのかなということが想定されますが、まず、土砂排除して、法面を叩いて、ラスを貼って、植生シートを貼るという内容でございます。予算通過いたしましたら、すぐ実施設計を組んで、約90日の工期になろうかなと思ってございます。津南から広域の十日町まで行ける林道でございますので、早急な復旧を目指して進めていきたいと思っております。

議長（吉野 徹）

農林振興課長。

農林振興課長（小島孝之）

花き生産者の関係でございますが、今ほど滝沢議員がおっしゃったとおり、今後、国の補正事業等いろいろなものが出てきているような状況でございますが、そのなかで、津南町の花き生産者がこの事業に取り組めるようであれば、その事業に取り組んだなかで、町としてどこまで補助するかというのも検討していきたいと思っております。そういったなかで、生産者と農協と一緒にあって、また国の補助事業の内容を見ながら、制度について決めていきたいと思っております。よろしく願いいたします。

議長（吉野 徹）

教育長。

教育長（桑原 正）

お尋ねいただきありがとうございます。このたびの補正でもGIGAスクール関係、大変高額をお願いしているところでございますが、よろしく願いしたいと思っております。お尋ねの件でございますけれども、これは以前もお話したかもしれませんが、ハード面だけ整備されてもうまくいかないわけでございますが、当然、ソフト面のほうの充実もお願いしなければならぬということでございます。今回の補正では、英語のデジタル教材なんかも含まれておりますけれども、それだけではなくて、各教科のデジタル教科書とか、そういうことを充実しないとうまくいかないう認識でございます。ですので、これは津南町だけの課題ではなく、全国的な課題だと思っております。したがって、先般、30市町村の首長によるテレビ会議があったわけですが、町長代理で出させていただきますが、そこでも各市町村の代表が盛んに国に対する、文部科学省に対する要求として出ていたのがソフトの充実の面でございます。ですので、ハード・ソフト両方の充実にまず努める。これももうお話したかもしれませんが、今、私たちの目の前にいる子どもたちは、間違いなく10年、20年、30年後のICT、あるいはAIというのが生活に当たり前のように入ってくる、そういう社会を生きていくことになるわけですので、そういう力を付けるというのは大事な面でございます。ただ、これも申し上げてきましたが、それだけで全ての教育がカバーできるわけではない。つまり、子どもたちの五感をフルに働かせて学ぶ教育活動をより重視しないと、調和の取れた人間の育成にはつながらないのではないかと。幸い、津南町におきましては、この自然環境は全く申し分なく、これまでもジオの大地のもとに、この津南で

津南の人と津南を学ぶ。そして、学んだことをまた返す、そのような教育活動をしておりますので、これは津南町教育プランにのっとって、今後も継続して貫きたいところでございます。ですから、言うならば、ICTを使ってやる部分がバーチャルだとすると、五感をフルに使ってやるリアル・現実ですね、バーチャル・リアルの調和を上手に取る、これが大事だと思っております。具体的にどんなふうな教育活動を各学校が組んでいくことになるのか、これはハード・ソフトの整備状況と大いに関連がございます。それが整備され、小学校1年から1年、2年、3年と積み重ねることによりまして、5年後、10年後の全国の子どもたちは、そういったものを使いこなす、しかも、知・徳・体の調和の取れた人間、そうやっていくのではないかと思います。あくまでもICTは教育の手段であって、目的ではありませんので、その辺を間違えないようにしたいと思っております。どういう子どもというのは、教育プランに示されている、そういうことでございますので、そうしたICT・AIというものが進めば進むほど、そうでないリアルな部分が大事になってくる、こういう認識でございます。

議長（吉野 徹）

1番、滝沢元一郎議員。

（1番）滝沢元一郎

では、例えば、そういったそのものがしっかりと入って、この前も授業を実施した中高があります。例えば津南の中学校で新型コロナウイルス感染症が発症したときに、そういった授業くらいはできるというようなことまでは考えているのですか。それは問題ないのか。

議長（吉野 徹）

教育長。

教育長（桑原 正）

それはハードが整備されれば可能になるわけです。どのようなことがどこまでやれるかは、その整備状況次第、それと、子どもがどこまで育っているか。あるいは、教師自身のそういった指導力がどこまで高まっているかも当然関係あるわけですので、これは皆で学んでいかなければならない、そういう認識でございます。急には無理ですね。私自身が扱ったことがないので、ここから先は、私の想像の中での話ですが、年齢がいかない子どもほど、そばに誰かいてくれるのかどうかというのは大変大きな成果が上がるかどうか、スタートにおいては特に大事ではないかと、こんなふうに思います。ただ、慣れ親しんでくれば、1人でも可能だと思います。

議長（吉野 徹）

5番、桑原義信議員。

(5番) 桑原義信

病院経営診断について1点だけ町長に伺います。

どうしてこの時期にこの経営診断を委託しなければならないかという点では、待ったなしの時期だとおっしゃいましたが、4,400万円の収支改善が行われて、赤字補填をなくす努力が始まったなかで、私はやっぱり九州辺りの企業コンサルタントに頼むのではなくて、町長、病院事務長をはじめ職員が経営実績のある病院に行って、自分の足で学んでくるのが大事なのではないかと思います。そして、全国には、黒字でがんばっている自治体病院もあると思います。そこに行って自分の足で掴んでくるというか、そういうことは考えなかったのでしょうか。

議長(吉野 徹)

町長。

町長(桑原 悠)

長らく議会の皆様からも御指摘いただいていますように、病院事務局の専門家、管理手法の改善、プロフェッショナル化ということがこれまで課題でございました。数々の病院を建て直した実績がございます所に専門的な知見をいただきながら、病院事務局としてもより専門的な見地の下で、そして、院長先生にもしっかり寄り添えるようなかたちでサポートできるようにしたいという思いのなかのサポート経費でございます。

議長(吉野 徹)

ほかに質疑はありませんか。

—(質疑者なし)—

質疑を終結いたします。

討論、採決はそれぞれ議案ごとに行います。

議案第43号について討論を行います。

—(討論者なし)—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第43号について採決いたします。

議案第43号について、原案に賛成のかたの起立を求めます。

—(起立9名、非起立4名)—

賛成多数です。よって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

議長(吉野 徹)

議案第44号について討論を行います。

—(討論者なし)—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第44号について採決いたします。

議案第44号について、原案に賛成のかたの起立を求めます。

—(全員起立)—

全員賛成です。よって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

議長(吉野 徹)

議案第45号について討論を行います。

—(討論者なし)—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第 45 号について採決いたします。

議案第 45 号について、原案に賛成のかたの起立を求めます。 — (全員起立) —  
全員賛成です。よって、議案第 45 号は原案のとおり可決されました。

議長 (吉野 徹)

議案第 46 号について討論を行います。

— (討論者なし) —

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第 46 号について採決いたします。

議案第 46 号について、原案に賛成のかたの起立を求めます。 — (全員起立) —  
全員賛成です。よって、議案第 46 号は原案のとおり可決されました。

議長 (吉野 徹)

議案第 47 号について討論を行います。

まず、原案に反対のかたの発言を許します。

2 番、小木曾茂子議員。

(2 番) 小木曾茂子

病院事業会計に関すること、経営改善化に向けた調査分析業務委託として、330 万円の計上に反対する立場から討論いたします。

コロナ禍のただ中であって、これこそ不要不急の業務委託ではないかと、ただいまの質疑を経ましても苦心しております。

理由を述べます。

1 番、全国緊急事態宣言を受けて、津南病院でも感染対策に物心共に御苦勞をされてきています。患者数の減少もあり、経営的に大変なことも承知しておりますが、まずは、町民の安心・安全のためを最優先し、経営改善に関しては、ひとまず先送りすることが必要と考えます。

2 番、業務委託先の株式会社麻生は、病院の経営改善支援事業に実績があるとされていますが、本社は九州にあり、東北地方での実績はたった一つしかなく、約半年の間、雪に閉ざされる当地の実態やへき地医療に関しては、もっと適切な委託先があるものと思われま。隣の長野県には、立派な業績を上げている病院も数多くあります。

3 番、業務委託先は、今の財務大臣を務める麻生太郎氏の麻生グループの一員であります。ただいま様々な国によるコロナ感染症支援策に対して実績のない会社に委託し、20 億円も中抜きして電通に丸投げするなど、私たちにとっては信じがたい被災者軽視を続けている政府の主だった一員であります。その政府の副総理でもある麻生氏の関連企業への献金まがいの業務委託に反対いたします。

4 番、予算の 330 万円は、これまでもこれからも日常業務に加えて感染対策に御苦勞されている病院関係者に均等割りですべて特別慰勞金として支給されるようお願いいたします。今、こういう調査が入りますと、院長先生も事務局も、それに対しての業務がまた増えるわけでありま。そういうことではなくて、今は、第二次感染に向けた医療の体制づくり、備

蓄、そういったことに力を注ぐべき時であるというふうに考え、この 330 万円の業務委託に反対いたします。

以上です。

議長（吉野 徹）

次に、原案に賛成のかたの発言を許します。 —（討論者なし）—

賛成討論なしと認めます。

次に、原案に反対のかたの発言を許します。 —（討論者なし）—

反対討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

議案第 47 号について採決いたします。

議案第 47 号について、原案に賛成のかたの起立を求めます。

—（起立 8 名、非起立 5 名）—

賛成多数です。よって、議案第 47 号は原案のとおり可決されました。

## 日 程 第 42

### 請願第 1 号 加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度創設を求める意見書提出を 求める請願

議長（吉野 徹）

請願第 1 号を議題といたします。

委員長の報告を求めます。

総文福祉常任委員長。

総文福祉常任委員長（石田タマエ）

請願第 1 号について御報告いたします。

去る 6 月 1 日に津南町米原の大口武氏より「加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度創設を求める意見書提出を求める請願」を受理し、議長より総文福祉常任委員会に付託を受けました。請願の趣旨は、2015 年 1 月に政府は、新オレンジプランを策定し、そのなかで認知症の危険因子として、加齢、高血圧に加えて難聴も一因として位置づけられました。耳が聞こえにくい、聞こえないということが高齢者の社会参加や再雇用などの大きな障害となっています。高齢になっても生活の質を落とさず、心身共に健やかに過ごすことができれば、認知症予防、健康寿命の延伸、ひいては医療費の抑制にもつながります。しかし、補聴器は、片耳おおむね 15 万円以上と高額であり、現在、身体障害者への一部補助制度はありますが、高齢者への助成はなく、購入を控える高齢者が少なくありません。今回の請願は、加齢性難聴者に対して補聴器購入に公的補助制度を創設していただきたく、国に意見書を提出することを請願するものです。詳しいことは、お手元の資料を御覧いただきたいと思います。

総文福祉常任委員会では、去る 6 月 17 日に審査を行いました。その中の意見では、「認知症予防策としては必要である。」、「補助方法としては、保険適用という方法もあるし、一



部助成という方法もある。」などの意見がありました。その結果、総文福祉常任委員会では、全員賛成で採択することといたしました。議員各位の御賛同をお願いいたします。

議長（吉野 徹）

委員長報告に対する質疑を行います。

—（質疑者なし）—

質疑はないものと認め、質疑を終結いたします。

請願第1号について討論を行います。

まず、本請願に反対のかたの発言を許します。

—（討論者なし）—

反対討論なしと認めます。

次に、本請願に賛成のかたの発言を許します。

5番、桑原義信議員。

（5番）桑原義信

3月議会で補聴器の公的補助を取り上げてから、「補聴器を買いたいが、補助はあるのか。」また、「まだ生きていたいから、補聴器を替えたいが高い。」という電話が何本もありました。補聴器は、高齢者がいきいき暮らすために、また、社会参加促進のための必需品になってきています。難聴になると、家庭の中でもただ相槌を打ってしまったり、聞き間違いが多くなったりします。社会的にも孤立しやすく、人との会話や会う機会が減り、引きこもりになりがち、認知症につながることも心配されています。しかし、生活に支障をきたしているものの、年金などで暮らす低所得の高齢者にとって、補聴器は高額で手が届かないのが実態です。日本の補聴器の使用率は、欧米に比べて遅れています。2018年度の調べで、補聴器を使用しているかたは、欧米でアメリカは30.2%、ドイツ36.9%、フランス41%、イギリス47.6%と比べ、日本は14.4%と非常に低くなっています。なぜこのような違いがあるのか、津南の販売店に聞くと、「欧米は、公的補助があるから。」と言っています。補聴器購入に対して公的補助制度を作ることにより買い求めやすくなり、高齢になっても生活の質を落とさず、心身共に健やかに過ごすことができます。高齢社会、まだまだ社会的に参加していただかなければならない高齢者にとって聞こえを支援することは、健康寿命を延ばし、医療費の抑制につながります。

私は、補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書提出を求める請願に賛同します。各議員の皆様の賛同をお願いします。

議長（吉野 徹）

次に、本請願に賛成のかたの発言を許します。

2番、小木曾茂子議員。

（2番）小木曾茂子

補聴器の補助事業に賛成の意見を申し述べます。

高齢者の4人に1人は認知症又はその予備軍と言われ、2025年には認知症患者は700万人を超えと言われていています。認知症となる理由は様々ありますが、聴覚障害によって家族や知人とのコミュニケーションが減ったり、社会との関わりが少なくなるなかで、認知

能力に影響が及ぶとされています。また、外との交信が減ることで、老人性鬱の症状も現れがちだというふうに聞いております。加齢による聴力の低下は避けられない面があるものの、補聴器の助けを借りて社会との関わりを保ち続けることが認知症の広がりを軽減する助けになるものと思われまます。超高齢社会を迎えるに当たり、明るく健康な老人が増えることが社会が活気づき明るく健康な社会が営まれることになると考えます。

高齢者向けの補聴器の購入助成制度の導入の賛同をお願いしたいと思ひます。よろしくお願ひします。

議長（吉野 徹）

次に、本請願に賛成のかたの発言を許します。

—（討論者なし）—

賛成討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

請願第1号について、採決いたします。

請願第1号に対する委員長報告は、採択です。

請願第1号について、委員長報告のとおり採択することに賛成のかたの起立を求めます。

—（起立12名、非起立1名）—

賛成多数です。よって、請願第1号は、委員長報告のとおり採択とすることに決定しました。

#### 日 程 第 43

#### 発議案第5号 加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書の提出について

議長（吉野 徹）

発議案第5号を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

7番、石田タマエ議員。

（7番）石田タマエ

今ほどは、請願に御賛同いただき、ありがとうございました。発議案第5号について御説明いたします。

内容については、請願の内容と同じでございます。詳しくは、お手元に配布した資料のとおりでございます。提出先は、この資料に載っております、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、衆議院議長、参議院議長の5名のかたに提出をしたいと思っております。

議長（吉野 徹）

これより質疑を行います。

—（質疑者なし）—

質疑はないものと認め、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

—（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

発議案第5号について採決いたします。

発議案第5号について、原案に賛成のかたの起立を求めます。

—（起立12名、非起立1名）—

賛成多数です。よって、発議案第5号は、原案のとおり可決いたしました。

## 日 程 第 44

### 請願第2号 後期高齢者の医療費窓口負担の現状維持を求める意見書提出を求める請願

議長（吉野 徹）

請願第2号を議題といたします。

委員長の報告を求めます。

総文福祉常任委員長。

総文福祉常任委員長（石田タマエ）

請願第2号について御報告いたします。

6月1日に津南町米原の大口武氏より「後期高齢者の医療費窓口負担の現状維持を求める意見書提出を求める請願」を受理し、議長より総文福祉常任委員会に付託を受けました。請願の趣旨は、2019年12月、政府の全世代型社会保障検討会議が中間報告としてまとめたその中で、75歳以上の高齢者医療の負担について、現在、1割負担と現役並み所得のあるかたは3割負担となっています、この1割負担の部分についてですが、一定所得以上の人は医療費の窓口負担割合を2割にすること、団塊の世代が75歳以上になり始める2022年度までに実施できるように法制度の措置を講じようとしています。この中間報告を受けてですが、この制度が実施されれば、高齢者の生活はますます苦しくなっていく。これ以上負担増は、高齢者にとっては大変なことで、受診抑制を引き起こし、高齢者の生存権が脅かされるようなことになりかねないというようなことを危惧いたしております。そういったことから、高齢者の窓口負担については、現状維持に努めることの意見書を国に提出することを請願するものです。詳しい内容については、お手元に資料をお配りしてありますので、御覧いただきたいと思っております。

総文福祉常任委員会では、去る6月17日に審査を行いました。その中の意見としては、「現状、1割負担で、今後、一定所得の高齢者は、所得に応じた負担があっても仕方がないか。」というような意見もありました。また、「高齢者は年金生活なので、1割のままでおくべきだ。」などの意見もありました。小木曾委員からは、「新潟県後期高齢者医療広域連合で一時協議をされたが、新型コロナウイルス感染症騒動等々で現在は棚上げになっている。」との御意見もいただいたところです。その結果、総文福祉常任委員会では、全員賛成で採択することといたしました。

議員各位の御賛同をお願いいたします。

議長（吉野 徹）

委員長報告に対する質疑を行います。

9番、恩田稔議員。

(9番) 恩田 稔

何点かお聞きしたいと思うのですが、この請願趣旨の所に生活保護のことも書いてあるのですけれど、生活保護を受けている人も1割増やすということを政府は言っているのですか。

議長 (吉野 徹)

総文福祉常任委員長。

総文福祉常任委員長 (石田タマエ)

生活保護は、そこまで言っていないと思いますが、そこまで確かめてはいません。すみません。

議長 (吉野 徹)

9番、恩田稔議員。

(9番) 恩田 稔

そう書いてあるのではないですか。違いますか。 — (総文福祉常任委員長『生活保護を受給している高齢者世帯も増えています。』という所ですか。』の声あり) — 読んでください。私は、これを見たときに「ああ、これは生活保護の人まで増やそうということなのかな。」というふうに捉えたのだけれど、これは違いますか。

議長 (吉野 徹)

総文福祉常任委員長。

総文福祉常任委員長 (石田タマエ)

どこにそれが書いてありますか。これを読んでそう思ったという。 — (恩田議員「そういうふうに私は思ったのですけれど、そういうふうに思いませんか。』の声あり。) — 私は、そうは受け取りませんでした。これはまだ全て決まったということではない、案です。政府案です。

議長 (吉野 徹)

9番、恩田稔議員。

(9番) 恩田 稔

案、言っていることがよく分からないのだけれど、私は、確かに理解できる部分もいっぱいあるのです。ただ、高度成長時代にずっときた人が団塊の世代になって、医療費がどんどん掛かっていく時代ですよ。一方で、今の若い人たちって、高度成長でもなければ、昔みたいにずっと一生勤められるようなものでもないこういう状況のなかで、若い人だからとか年寄りだからではなくて、要するに所得の多い人から所得の低い人に再配分するよ

うなかたらのことが私はこれからの時代に必要だと思うのです。これで、「高齢者の所得の8割は公的年金が占め」ということは、あと2割はまだいろんな所得があるということですよ。あと約7割の世帯は公的年金のみかもしれない。だけど、この中には、国民年金だけではない、厚生年金の人だっていっぱいいるわけですよ。では、この人たちが今1か月幾らもらって、今の時給1,000円とか800円で働いている若い人が幾らもらっているかという、そういうのってちょっと調べてほしかったですね。さっき言いましたけれど、私は基本的には、一定の所得がある高齢者もこれからは出していかなくてはいけないと思っています。

議長（吉野 徹）

総文福祉常任委員長。

総文福祉常任委員長（石田タマエ）

そこまで調べていなかったのは誠に申し訳なかったのですが、今現在、恩田議員がおっしゃる趣旨の状態、現役並みに所得のあるかたは3割負担をしているわけです。ですので、この1割負担の人を1割と2割にしようということですので、1割負担の人たちを2割に、そこまで引き上げなくても、今本当に現役並みの所得がある人は3割、それなりの高額をもらっている人は3割という状況にあるので、今回のこの請願は、総文福祉常任委員会の中では採択ということになりました。

議長（吉野 徹）

ほかに質疑はありませんか。

—（質疑者なし）—

質疑を終結いたします。

請願第2号について討論を行います。

はじめに、本請願に反対のかたの発言を許します。

—（討論者なし）—

反対討論なしと認めます。

次に、本請願に賛成のかたの発言を許します。

10番、栞原洋子議員。

（10番）栞原洋子

それでは、後期高齢者の医療費窓口負担の現状維持を求める意見書提出を求める請願に賛成の立場で討論いたします。今回の請願は、請願にも書いてありますけれども、後期高齢者医療広域連合協議会が昨年6月に政府に要望書を提出しました。高齢者にこれ以上の負担増は、大幅な受診抑制を引き起こすこと、年金を減らされ続け、生活がますます苦しくなってしまうなど、高齢者の生存権が脅かされると訴えています。現在の窓口負担は、一般非課税世帯は1割、そして、現役並み所得のあるかたは3割負担です。3割負担の人でも年収によって1割負担となり、高額療養費の負担上限額も軽減されることになっています。単身世帯で年収383万円未満、複数世帯で520万円未満の場合、申請をすれば1割負担になるというのが今の制度です。政府の検討会議の中での一定所得以上の人を2割負担にしようという動きには、年金者組合や医療関係団体などからも高齢者の負担増になるた

め検討中止の意見が出されています。今回の請願は、窓口負担の現状維持を求めるものです。

議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

議長（吉野 徹）

次に、本請願に賛成のかたの発言を許します。

—（討論者なし）—

賛成討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

請願第2号について、採決いたします。

請願第2号に対する委員長報告は、採択です。

請願第2号について、委員長報告のとおり採択することに賛成のかたの起立を求めます。

—（起立11名、非起立2名）—

賛成多数です。よって、請願第2号は、委員長報告のとおり採択とすることに決定しました。

#### 日 程 第 45

#### 発議案第6号 後期高齢者の医療費窓口負担の現状維持を求める意見書の提出について

議長（吉野 徹）

発議案第6号を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

7番、石田タマエ議員。

（7番）石田タマエ

発議案第6号について御説明いたします。

内容については、請願の内容と同じでございます。詳しくは、お手元に配布した資料のとおりです。

提出先については、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、衆議院議長、参議院議長の5名のかたに提出をしたいと考えております。

この意見書に対して、議員の皆様のお賛同をお願いいたします。

議長（吉野 徹）

これより質疑を行います。

9番、恩田稔議員。

（9番）恩田 稔

一つ、石田議員にお聞きしたいのですが、ここに「一定所得以上の人」と、こういっているのですが、石田議員は、もう全く2割なんかとんでもないと思っているのか。それとも、この所得というのが幾らくらいの人だったら、もうちょっと負担してもいいのではないかというような、そういった金額については何かどうですか、お考えとし

て。

議長（吉野 徹）

7番、石田タマエ議員。

（7番）石田タマエ

今、政府からはこの辺は示されていませんので、今、総文福祉常任委員会でこれを採択したということは、今現在、1割負担の人が1割と2割になるということに対して、1割負担のままでいってほしいという意見書です。

議長（吉野 徹）

9番、恩田稔議員。

（9番）恩田 稔

それはよく分かりますけれど、でも、これが要するに、次に一定所得という金額を出して、この金額以上のかたは出してくださいよと。この金額よりもというその金額が出るのでしょうか、これは次に。「今決まっていない、決まっていない。」と言うけれど、要するに。—（石田議員「それは出ると思います。」の声あり。）— そのときに、決まった後に500万円なのか、全くそれが今の時点で分からないのに賛同してくれというのは、私としたら何か納得いかないのですよね。どうですか。

議長（吉野 徹）

7番、石田タマエ議員。

（7番）石田タマエ

私たち総文福祉常任委員会の中では、今1割負担の人が幾らくらいまでの所得、例えばある程度1割負担の中で所得のあった人が2割になるのだよということで、当然、そういうことで今まで1割負担だったのが2割負担になる人が何割か出てくるということを危惧して、現状維持のままお願いしたいという意見書を出したいということです。

議長（吉野 徹）

9番、恩田稔議員。

（9番）恩田 稔

少なくとも75歳でも結構もらっている人もいますよね。石田議員は、そういう人も負担しなくていいというか、するべきではないと思っていらっしゃいますか。

議長（吉野 徹）

7番、石田タマエ議員。

(7番) 石田タマエ

負担するべきではないということではないですが、今現在、ある程度の所得のあるかたは3割負担しているわけですので、それは確かに今1割負担の人を10段階に区切って、この人は1.1だ、1.2だってすることが良いのかどうか分かりませんが、今一定以上の所得のある人は3割だから、今1割負担の人は、このまま窓口負担を増やさないでほしいと思っています。だから、今、現役並み所得の人は、当然3割を負担して良いと、当然だというふうに考えています。

議長 (吉野 徹)

ほかに質疑はありませんか。

— (質疑者なし) —

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

— (討論者なし) —

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

発議案第6号について採決いたします。

発議案第6号について、原案に賛成のかたの起立を求めます。

— (起立11名、非起立2名) —

賛成多数です。よって、発議案第6号は、原案のとおり可決いたしました。

#### 日 程 第 46

#### 議員派遣の件について

議長 (吉野 徹)

議員派遣の件についてを議題といたします。

お諮りいたします。

会議規則第127条の規定により、お手元に配布した内容で議員を派遣することとしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

— (異議なしの声あり。) —

異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件については、お手元に配布のとおり派遣することに決定いたしました。

#### 日 程 第 47

#### 議会運営委員会の閉会中の継続調査及び審査について

議長 (吉野 徹)

議会運営委員会の閉会中の継続調査及び審査についてを議題といたします。

議会運営委員長から会議規則第75条の規定により、お手元に配布のと通りの閉会中の調査・審査の申出がありました。

お諮りいたします。

議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の調査・審査に付することに御異議ありま



せんか。 —（異議なしの声あり。）—

異議なしと認めます。

よって、議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の調査・審査に付することに決しました。

議長（吉野 徹）

以上をもって、本定例会に付議された事件の審議は全て議了いたしました。

町長より挨拶を求められておりますので、これを許可いたします。

町長。

町長（桑原 悠）

6月議会定例会閉会に当たり、一言御挨拶申し上げます。

6月19日、本日から県境をまたぐ移動の自粛が解除となりました。経済活動が少しずつ広がり、回復していくことを期待するとともに、この新型コロナウイルス感染症の感染防止に一層気を配っていくことが求められ、今議会は、誠に重要な議会でした。議案を慎重審議いただきましたこと、衷心より感謝申し上げます。

さて、副町長の任期満了による交代に御同意いただきました。ありがとうございました。この2年間、日向に陰に私を支え、4年の間、町政のよすがになっていただきました小野塚均副町長にこの場をお借りしまして、改めて敬意と感謝を申し上げます。ありがとうございました。ここにお出での議員の皆様をはじめ全員の、そして、全町民から、そのお人柄を愛されたかたでございました。このたび、新たに根津和博さんを副町長人事として御同意いただきました。新たな体制で町民のためにまい進してまいる所存でございます。変わらぬ御指導・御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。閉会の御挨拶とさせていただきます。

議長（吉野 徹）

これにて令和2年第2回津南町議会定例会を閉会いたします。

—（午後4時28分）—